

資料 3

# 名古屋出入国在留管理局資料



## 技能実習生の失踪者数の推移(平成25年～令和4年上半期)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年 上半期
総数	3,566	4,847	5,803	5,058	7,089	9,052	8,796	5,885	7,167	3,798
ベトナム	828	1,022	1,705	2,025	3,751	5,801	6,105	3,741	4,772	2,786
中国	2,313	3,065	3,116	1,987	1,594	1,537	1,330	964	896	361
カンボジア	-	-	58	284	656	758	462	494	667	367
ミャンマー	7	107	336	216	446	345	347	250	447	146
インドネシア	114	276	252	200	242	339	307	240	208	56
タイ	64	50	34	37	95	82	61	62	74	26
フィリピン	52	56	88	91	89	65	85	48	47	20
モンゴル	39	29	36	31	31	38	42	36	31	18
バングラデシュ	-	-	-	-	-	19	17	13	1	1
ラオス	-	-	-	-	-	14	16	3	8	3
その他	149	242	178	187	185	54	24	34	16	14

(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習実施困難届出書が提出された者を集計したもの(技能実習終了後に、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない。)  
(注2) 「カンボジア」は平成27年分から、「バングラデシュ」及び「ラオス」は平成30年分から集計方法を見直したため計上が可能となったものである(それ以前の「カンボジア」、「バングラデシュ」及び「ラオス」の数値については、「その他」として集計していたため計上できない。)



職種別・技能実習生失踪者数(平成30年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種農	1,142	
	2	畜産農	200	
		小計	1,342	
漁業関係	3	漁業	16	
	4	養殖業	120	
		小計	136	
建設関係	5	土木	8	
	6	建築板金	32	
	7	冷凍空調機器施工	23	
	8	建築器具製作	8	
	9	建築大工	143	
	10	型枠鉄筋施工	525	
	11	鉄筋施工	412	
	12	とび	1,389	
	13	石材施工	16	
	14	タイル張り	36	
	15	かわらぶき	30	
	16	左官	125	
	17	配管	126	
	18	絶縁施工	19	
	19	内装仕上げ施工	155	
	20	サッシ施工	14	
	21	防水施工	158	
	22	コンクリート圧送施工	43	
	23	ウエルポイント施工	0	
	24	表装	21	
	25	建設機械施工	332	
	26	築炉	0	
			小計	3,615
	食品製造関係	27	缶詰巻締	6
		28	食鳥処理工業	58
		29	加熱性水産加工食品製造業	177
30		非加熱性水産加工食品製造業	287	
31		水産練り製品製造業	10	
32		牛豚食肉処理工業	54	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造業	33	
34		パン製	25	
35		そう菜製	211	
			小計	861
繊維・衣服関係	36	紡績運転	21	
	37	織布運	27	
	38	染色	13	
	39	ニット製品製	7	
	40	たて編ニット生地製	2	
	41	婦人子供服製	504	
	42	紳士服製	28	
	43	下着類製	4	
	44	寝具製	7	
	45	力ベット製	3	
	46	帆布製品製	45	
	47	布座はく縫製	7	
	48	席シット縫製	21	
		小計	689	
機械・金属関係	49	鑄造	59	
	50	鍛造	3	
	51	ダイカスト	12	
	52	機械加工	107	
	53	金属プレス加工	124	
	54	鉄工	82	
	55	工場板金	22	
	56	めっき	23	
	57	アルミニウム陽極酸化処理	1	
	58	仕上げ	23	
	59	機械検査	31	
	60	機械保全	41	
	61	電子機器組立て	94	
	62	電気機器組立て	8	
	63	プリント配線板製	4	
		小計	634	
その他	64	家具製	37	
	65	印刷	18	
	66	製本	23	
	67	プラスチック成形	155	
	68	強化プラスチック成形	13	
	69	塗装	300	
	70	溶接	405	
	71	工業包装	137	
	72	紙器・段ボール箱製	15	
	73	陶磁器工業製品製	2	
	74	自動車整備	16	
	75	ビルクリーニング	36	
		小計	1,157	
非移行対象職種	76	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	618	
		合計	9,052	



職種別・技能実習生失踪者数(令和元年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種農業	924	
	2	畜産農業	208	
		小計	1,132	
漁業関係	3	漁業	15	
	4	養殖業	97	
		小計	112	
建設関係	5	さく井	6	
	6	建築板金	39	
	7	冷凍空調機器施工	23	
	8	建築器具製作	13	
	9	建築大工	144	
	10	型枠施工	487	
	11	鉄筋施工	371	
	12	とび	1,420	
	13	石材施工	16	
	14	タイル張り	43	
	15	かわらぶき	22	
	16	左官	100	
	17	配管	138	
	18	絶縁施工	15	
	19	内装仕上げ施工	137	
	20	サッシ施工	15	
	21	防水施工	147	
	22	コンクリート圧送施工	47	
	23	ウエルポイント施工	0	
	24	表装	23	
	25	建設機械施工	386	
	26	築炉	0	
			小計	3,592
	食品製造関係	27	缶詰巻締	6
		28	食鳥処理加工業	51
		29	加熱性水産加工食品製造業	155
30		非加熱性水産加工食品製造業	257	
31		水産練り製品製造業	25	
32		牛豚食肉処理加工業	46	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造業	29	
34		パン製造業	40	
35		そう菜製造業	276	
36		農産物漬物製造業	5	
		小計	890	
繊維・衣服関係	37	紡績	15	
	38	織布	22	
	39	染	11	
	40	ニット製品製造	5	
	41	たて編ニット生地製造	4	
	42	婦人子供服製造	397	
	43	紳士服類製造	25	
	44	下着類製造	9	
	45	寝具製作	18	
	46	力ベットの製造	3	
	47	帆布製品製造	19	
	48	布はく縫製	7	
	49	座席シート縫製	21	
		小計	556	
機械・金属関係	50	鋳造	57	
	51	鍛造	0	
	52	イカス	15	
	53	機械加工	156	
	54	金属プレス加工	115	
	55	鉄工	77	
	56	工場板金	45	
	57	めっき	35	
	58	アルミニウム陽極酸化処理	5	
	59	仕上げ	29	
	60	機械検査	30	
	61	機械保全	38	
	62	電子機器組立て	116	
	63	電気機器組立て	20	
	64	プリント配線板製造	3	
			小計	741
その他	65	家具製作	42	
	66	印刷	22	
	67	製本	20	
	68	プラスチック成形	186	
	69	強化プラスチック成形	16	
	70	塗装	318	
	71	溶接	416	
	72	工業包装	108	
	73	紙器・段ボール箱製造	26	
	74	陶磁器工業製品製造	5	
	75	自動車整備	33	
	76	ビルクリーニング	37	
	77	介護	3	
	78	リネンサブライ	20	
		小計	1,252	
非移行対象職種	79	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	521	
		合計	8,796	



職種別・技能実習生失踪者数(令和2年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種業	544	
	2	畜産業	101	
		小計	645	
漁業関係	3	漁業	8	
	4	養殖業	54	
		小計	62	
建設関係	5	土木	5	
	6	建築	44	
	7	冷凍空調機器施工	17	
	8	建築器具製作	3	
	9	建築大工	126	
	10	型枠施工	312	
	11	鉄筋施工	313	
	12	とび	979	
	13	石材施工	16	
	14	タイル張り	26	
	15	かわらぶき	22	
	16	左官	82	
	17	配管	110	
	18	絶縁施工	11	
	19	内装仕上げ施工	131	
	20	サッシ施工	13	
	21	防水施工	106	
	22	コンクリート圧送施工	34	
	23	ウエルポイント施工	0	
	24	表装	14	
	25	建設機械施工	322	
	26	築炉	7	
			小計	2,693
	食品製造関係	27	缶詰巻締	6
		28	食鳥処理加工	30
		29	加熱性水産加工食品製造	60
30		非加熱性水産加工食品製造	147	
31		水産練り製品製造	16	
32		牛豚食肉処理加工	29	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	20	
34		パン製造	16	
35		そう菜製造	180	
36		農産物漬物製造	3	
37	医療・福祉施設給食製造	0		
		小計	507	
繊維・衣服関係	38	紡績	18	
	39	織布	20	
	40	染	10	
	41	ニット製品製造	14	
	42	たて編ニット生地製造	4	
	43	婦人子供服製造	249	
	44	紳士服製造	18	
	45	下着	4	
	46	寝具製作	2	
	47	カーペット製造	1	
	48	帆布製品製造	14	
	49	布はく織	4	
	50	座席シート織	23	
		小計	381	
機械・金属関係	51	鋳造	36	
	52	鍛造	0	
	53	ダクタス	9	
	54	機械加工	78	
	55	金属プレス加工	71	
	56	鉄場板	58	
	57	工場	29	
	58	めっき	15	
	59	アルミニウム陽極酸化処理	4	
	60	仕上	17	
	61	機械検査	32	
	62	機械保全	23	
	63	電気機器組立て	59	
	64	電気機器組立て	16	
	65	プリント配線板製造	7	
		小計	454	
その他	66	家具製作	23	
	67	印刷	9	
	68	製本	11	
	69	プラスチック成形	114	
	70	強化プラスチック成形	8	
	71	塗装	212	
	72	溶接	281	
	73	工業包装	101	
	74	紙器・段ボール箱製造	30	
	75	陶磁器工業製品製造	6	
	76	自動車整備	27	
	77	ビルクリーニング	53	
	78	介護	7	
	79	リネンサブライ	17	
	80	コンクリート製品製造	0	
	81	宿泊	0	
		小計	899	
社内検定型	82	空港グラウンドハンドリング	0	
非移行対象職種	83	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	244	
		合計	5,885	



職種別・技能実習生失踪者数(令和3年)

	番号	職種	人数
農業関係	1	耕種農	587
	2	畜産農	91
		小計	678
漁業関係	3	漁船漁	5
	4	養殖漁	50
		小計	55
建設関係	5	土木	10
	6	建築板金	60
	7	冷凍空気調和機器施工	25
	8	建築器具製作	6
	9	大型大工	157
	10	型枠大工	477
	11	鉄筋大工	394
	12	とび	1,527
	13	石材施工	18
	14	タイル張り	32
	15	かわらぶき	26
	16	左官	94
	17	配管	125
	18	熱絶縁施工	28
	19	内装仕上げ施工	165
	20	サッシ施工	15
	21	防水施工	149
	22	コンクリート圧送施工	40
	23	ウエルポイント施工	2
	24	表装	26
25	建設機械施工	453	
26	築炉	9	
	小計	3,838	
食品製造関係	27	缶詰巻締	9
	28	食鳥処理加工工業	29
	29	加熱性水産加工食品製造業	70
	30	非加熱性水産加工食品製造業	144
	31	水産練り製品製造業	11
	32	牛豚食肉処理加工業	19
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造業	11
	34	パン製造業	21
	35	そう菜製造業	175
	36	農産物漬物製造業	3
37	医療・福祉施設給食製造業	6	
	小計	498	
繊維・衣服関係	38	紡績	9
	39	織布	24
	40	染色	5
	41	ニット製品製造	11
	42	たて織ニット生地製造	3
	43	婦人子供服製造	277
	44	紳士服製造	19
	45	下着類製造	6
	46	寝具製作	7
	47	カーペット製造	0
48	帆布製品製造	20	
49	布はく織製	5	
50	座席シート織製	23	
	小計	409	
機械・金属関係	51	鋳造	44
	52	鍛造	1
	53	ダクタイルカス	11
	54	機械加工	73
	55	金属プレス加工	63
	56	鉄工	84
	57	工場板金	23
	58	めっき	21
	59	アルミニウム陽極酸化処理	1
	60	仕上	25
	61	機械検査	36
	62	機械保全	24
	63	電気機器組立て	38
64	電気機器組立て	14	
65	プリンター配線板製造	3	
	小計	461	
その他	66	家具製作	32
	67	印刷	22
	68	製本	8
	69	プラスチック成形	122
	70	強化プラスチック成形	27
	71	塗装	263
	72	溶接	354
	73	工業包装	132
	74	紙器・段ボール箱製造	26
	75	陶磁器工業製品製造	5
	76	自動車整備	43
	77	ビルクリーニング	74
	78	介護	23
	79	リネンサブライ	16
80	コンクリート製品製造	9	
81	宿泊	0	
82	RPF製造	0	
83	鉄道施設保守整備	0	
84	ゴム製品製造	0	
	小計	1,156	
社内検定型	85	空港グランドハンドリング	0
非移行対象職種	86	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	72
	合計		7,167



技能実習生の職種別失踪者数(令和4年上半期)

	番号	職種	人数
農業関係	1	耕種農	345
	2	畜産農	58
		小計	403
漁業関係	3	漁船漁	2
	4	養殖	25
		小計	27
建設関係	5	さく井	12
	6	建築板金	41
	7	冷凍空調機器施工	21
	8	建築器具製作	4
	9	建築大工	69
	10	型枠施工	246
	11	鉄筋施工	165
	12	とび	735
	13	石材施工	8
	14	タイル張り	19
	15	かわらぶき	7
	16	左官	70
	17	配管	82
	18	熱絶縁施工	25
	19	内装仕上げ施工	93
	20	サッシ施工	6
	21	防水施工	51
	22	コンクリート圧送施工	22
	23	ウェルポイント施工	4
	24	表装	18
25	建設機械施工	313	
26	築炉	5	
	小計	2,016	
食品製造関係	27	缶詰巻締	6
	28	食鳥処理工業	10
	29	加熱性水産加工食品製造業	40
	30	非加熱性水産加工食品製造業	56
	31	水産練り製品製造業	9
	32	牛豚食肉処理工業	9
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造業	8
	34	パン製造業	19
	35	そいう菜製造業	109
	36	農産物漬物製造業	1
37	医療・福祉施設給食製造業	8	
	小計	275	
繊維・衣服関係	38	紡績運転	2
	39	織布運転	3
	40	染色	2
	41	ニット製品製造業	6
	42	たて織ニット生地製造業	1
	43	婦人子供衣服製造業	105
	44	紳士服製造業	5
	45	下着類製造業	7
	46	寝具製作	4
	47	カーベット製品製造業	2
	48	帆布製品製造業	6
49	布はく縫製	2	
50	座席シート縫製	16	
	小計	161	
機械・金属関係	51	鋳造	13
	52	鍛造	0
	53	ダイカスト	6
	54	機械加工	32
	55	金属プレス加工	34
	56	鉄工	54
	57	工場板金	21
	58	めっき	15
	59	アルミニウム陽極酸化処理	2
	60	仕上げ	8
	61	機械検査	12
	62	機械保全	17
	63	電子機器組立て	8
	64	電気機器組立て	13
	65	プリント配線板製造業	1
	小計	236	
その他	66	家具製作	15
	67	印刷	8
	68	製本	4
	69	プラスチック成形	50
	70	強化プラスチック成形	10
	71	塗装	155
	72	溶接	193
	73	工業包装	82
	74	紙器・段ボール箱製造業	15
	75	陶磁器工業製品製造業	4
	76	自動車整備	27
	77	ビルクリーニング	57
	78	介護	23
	79	ネットサブライ	10
	80	コンクリート製品製造業	15
	81	宿泊	2
	82	RPF製造業	0
83	鉄道施設保守整備	0	
84	ゴム製品製造業	0	
85	鉄道車両整備	0	
	小計	670	
社内検定型	86	空港グラウンドハンドリング	0
非移行対象職種	87	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	10
	合計		3,798



## 外国人技能実習生の失踪を発生させないために

### 失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

### 失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

**○外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらうことが必要です。**

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

**○トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。**

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

**○異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。**

**○文化等の違いから、指導やアドバイスをしただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。**

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

### 広報用動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

○技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。



8か国語での申告・相談が  
電話・メール・手紙で可能

外国人技能実習機構

ベトナム語	英語
中国語	タイ語
インドネシア語	カンボジア語
フィリピン語	ミャンマー語

母国語相談 //

みなさんの母国語で相談を行うことができます





## もし失踪が発生してしまったら・・・？

## Step1 所在把握のための取組

【ポイント】技能実習生の行方が分からなくなるなど、失踪の疑いが生じた場合

- 同僚の技能実習生からの情報収集や本人のSNSの発信状況を確認するなどにより、所在把握に努める。
- 送出国等と連携しながら、**本国の緊急連絡先(当該技能実習生の家族等)に対して、当該技能実習生からの連絡がないかを確認するとともに、本人に対して①監理団体等の保護下に戻る、②(監理団体等による保護を望まない場合は)外国人技能実習機構に連絡すること等を説得することを依頼する。**

- 失踪が発生させないことがまずは重要ですが、万一、失踪が発生した場合に備えて、技能実習生の本国等における緊急連絡先を把握しておくことが有効です。
- 監理団体には、技能実習の終了後に、**帰国が円滑になされるように必要な措置を講ずる義務**があります。その観点から、外国人技能実習機構への届出と並行して、**可能な限り失踪した技能実習生の所在把握に努めていただくことが重要**です。
- 昨今、友人やSNS等の情報を受けて一時的に失踪に至ったものの、その後翻意するケースもありますので、こうした取組はとりわけ重要になります。

## Step2 外国人技能実習機構への連絡

【ポイント】失踪が発生し、技能実習の実施が困難となった場合

- (団体監理型実習実施者の場合)監理団体に対して遅滞なく連絡を行う。
- (企業単独型実習実施者又は監理団体の場合)技能実習の実施が困難になった事由が発生してから2週間以内に、機構の地方事務所・支所の認定課に**技能実習実施困難時届出書を提出**する。

※併せて、警察署への行方不明届出の提出を行ってください。

## Step3 帰国措置又は復帰、転籍支援

- 所在が判明した場合は、本人の希望に応じて、帰国までの必要な措置、復職や転籍等の支援を実施してください。
  - ※ 技能実習実施困難時届出書の提出後における同実習実施者への復帰及び転籍に当たって御不明点がある場合は、機構に御相談ください。
  - ※ 専ら技能実習生の都合による転籍は認められませんので、留意願います。

## Step4 失踪理由の把握と再発防止策の検討

- 失踪の理由には、賃金未払い等の実習実施者側の不適切な取扱いも一部あることから、技能実習生の所在を把握した場合には、そういった行為が行われていないか本人や同僚の技能実習生からの聴取も含め、確認することが必要です。
- また、不適切な取扱いでなくとも、先の入国前の**丁寧な説明やコミュニケーション等の配慮が行われているか、監理団体と実習実施者の間で自己点検を行っていただき、再発防止に努めていただくことが重要**です。

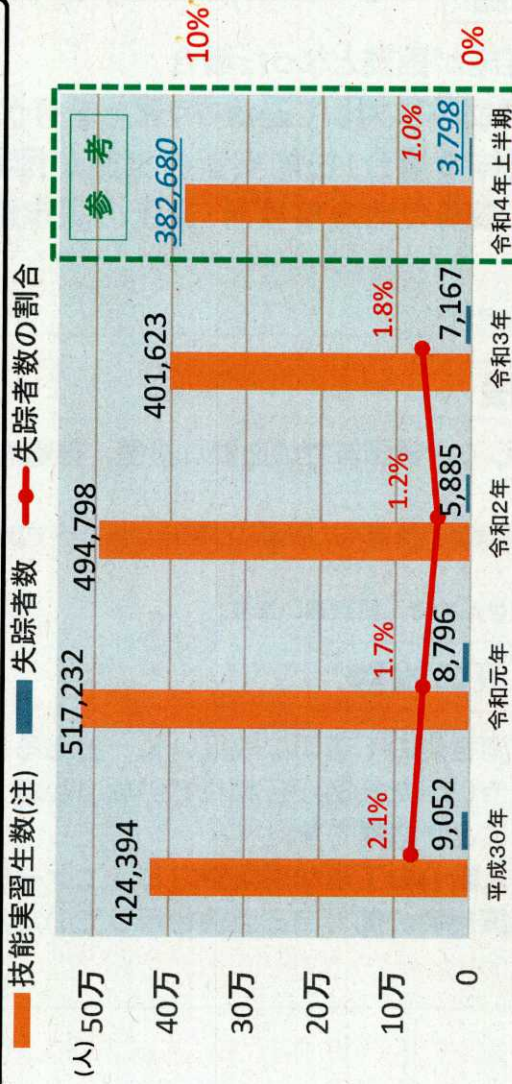


# 失踪技能実習生を減少させるための施策



## 1 失踪の主な原因

- ◇ 賃金等の不払いなど、実習実施者側の不適正な取扱い
- ◇ 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情



(注) 技能実習生数は、前年末の在留技能実習生と当年に新規入国した技能実習生の合計人数

## 2 これまでの取組

- ◇ 平成29年11月に施行された技能実習法の下、外国人技能実習機構による適正化に向けた各種取組
  - ・ 技能実習計画の認定制
  - ・ 定期的な実地検査
  - ・ 二国間取決めによる送出しの適正化
  - ・ 違約金の定めなどの不適正な契約を認知した場合は、監理団体の許可を取り消し、送出国政府に通報するなど厳正に対処
- ◇ 法務省技能実習PTIによる制度の適正化に向けた検討 (PTIにおける主な指摘事項)
  - ・ 失踪等事案の届出受理後の初動対応強化
  - ・ 二国間取決めや省令改正、在留カード番号等の活用などによる制度の適正化の一層の推進
  - ・ 技能実習生に対する支援・保護の強化

## 3 失踪防止に向けた主な施策

### ① 不適切な監理団体・実習実施者等を制度に関与させないための施策

- ・ 失踪者を出した送出国・監理団体・実習実施者に対し、帰責性等を踏まえて技能実習生の新規受入れを停止
- ・ 相手国におけるブローカー対策を促すなど、二国間取決めに基づく対応の強化

### ② 実習中の技能実習生を失踪させないための施策

- ・ 失踪技能実習生を雇用した企業の刑事告発及び公表
- ・ 特定技能の調査に併せて、技能実習生からも処遇状況(賃金等支払状況や人権侵害の有無)についてヒアリング

### ③ 失踪した技能実習生の不法就労を防止する施策

- ・ 失踪をさせた企業から失踪先等に係る情報収集の強化
- ・ 在留カード番号等を活用した不法就労等の摘発強化
- ・ 失踪技能実習生の在留資格取消しの強化
- ・ 失踪技能実習生に係る情報の関係省庁との共有

### ④ その他

- ・ 失踪・死亡事案発生時の速やかな実地検査等の実施
- ・ 制度の厳格化について入管庁から監理団体に対して直接周知

※上記①～④の施策の実施に併せて、技能実習生に対する支援制度の周知徹底も行う。



## 技能実習生の支払い費用に関する実態調査について（結果の概要）

出入国在留管理庁では、技能実習生の費用負担に関する実態を把握するため、外国人技能実習機構及び地方出入国在留管理局による実地検査等の機会を捉えて、技能実習生に対し、直接聴取を行いましたので、その結果の概要を公表します。

### 1 来日前の費用に関すること

#### (1) 来日前の支払い費用の総額

来日前に母国の送出国又は仲介者（送出国以外）に支払った費用の総額の平均値は、54万2,311円であり、国籍別の状況は下表のとおり。

支払費用総額 (n=1,369)	ベトナム (n=659)	中国 (n=281)	カンボジア (n=68)	ミャンマー (n=80)	インドネシア (n=242)	フィリピン (n=39)
平均値(円)	688,143	591,777	573,607	287,405	235,343	94,821

#### (2) 送出国に支払った費用

来日前に母国の送出国に何らかの費用を支払っている技能実習生は約85%。支払費用の平均値は、52万1,065円であり、国籍別の状況及び主な内訳別の平均支払額は下表のとおり。

	支払費用総額 (n=1,336…①)	主な内訳別平均支払額 (n=539…②)		
		派遣手数料	事前教育費用	保証金・違約金
ベトナム (①632, ②212)	656,014	320,272	94,302	29,339
中国 (①277, ②127)	578,326	371,629	58,831	5,952
カンボジア (①68, ②26)	571,560	429,788	109,144	14,051
ミャンマー (①80, ②34)	287,405	206,627	44,736	3,124
インドネシア (①242, ②115)	231,412	100,767	60,299	25,479
フィリピン (①37, ②25)	94,191	10,870	37,905	5,783
全体	521,065	269,303	73,663	19,503

#### (3) 仲介者（送出国以外）に支払った費用

来日前に母国の仲介者（送出国以外）に何らかの費用を支払っている技能実習生は約11%であり、支払費用の平均値は、33万5,378円。

#### (4) 来日するための借金

来日前に母国で借金をしている技能実習生は約55%。平均値は54万7,788円であり、国籍別の状況は下表のとおり。

借金総額 (n=993)	ベトナム (n=618)	カンボジア (n=65)	中国 (n=50)	ミャンマー (n=44)	インドネシア (n=130)	フィリピン (n=86)
平均値(円)	674,480	566,889	528,847	315,561	282,417	153,908

### 2 来日後の給料（来日前に説明を受けたもの）に関すること

- ・ 来日前に説明を受けた給料の平均値は、14万9,146円。
- ・ 実際に受け取った給料について、「期待どおり」又は「期待より多い」と回答した技能実習生が約79%、「期待より少ない」と回答したものは約21%。
- ・ 「期待より少ない」の理由は、「期待したよりも残業や休日出勤が少ない」との回答が約63%、「日本での給料の支払方法（税金や保険などが差し引かれること）を知らなかった」との回答が約33%となった。



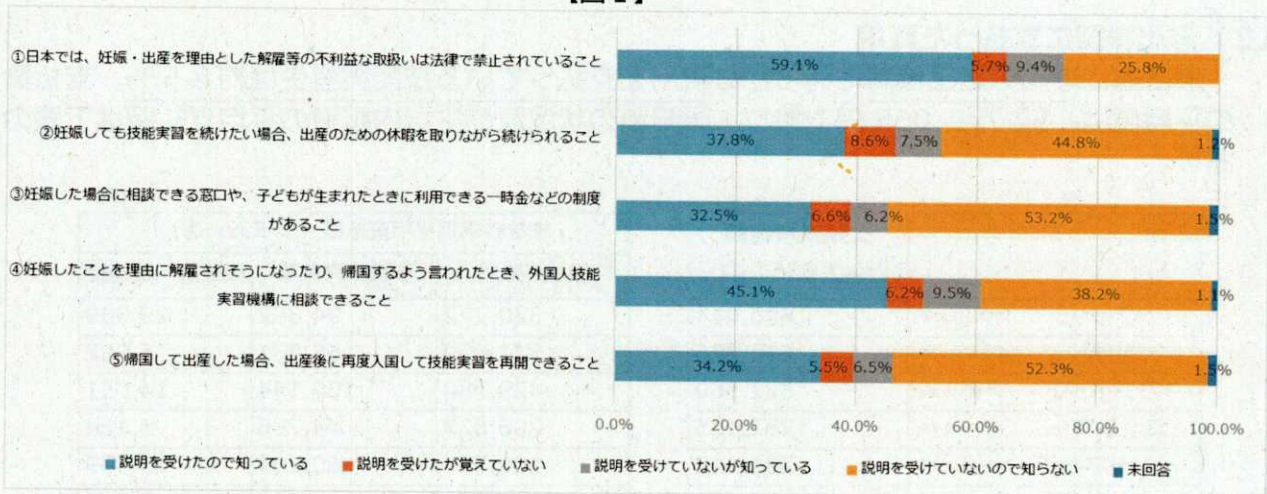
## 技能実習生の妊娠・出産に係る不適正な取扱いに関する 実態調査について（結果の概要）

出入国在留管理庁では、技能実習生の妊娠・出産に係る取扱いに関する実態を把握するため、外国人技能実習機構による実地検査の機会を捉えて、技能実習生に対し、直接聴取を行いましたので、その結果の概要を公表します。

### 1 妊娠・出産に係る制度の認知・説明状況に関すること

妊娠・出産に係る制度のうち、妊娠・出産を理由とした不利益取扱いの禁止について、監理団体、実習実施者又は送出機関（以下「監理団体等」という。）から説明を受けて知っている者の割合は約60%、外国人技能実習機構に相談できることについては約45%であった。その他、出産のための休暇制度、妊娠に係る相談窓口や出産一時金の制度、帰国後に再入国して実習が可能であることについては、説明を受けて知っている者の割合がいずれも3～4割であった【図1】。

【図1】



### 2 監理団体や実習実施者、送出機関による不適正な取扱いに関すること

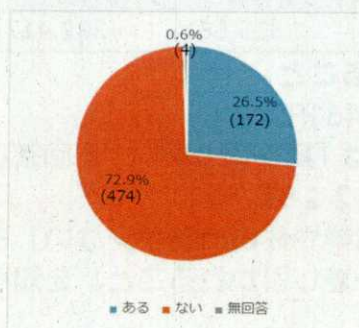
#### (1) 不適正な発言（妊娠したら仕事を辞めてもらう等の発言）

監理団体等から不適正な発言を受けたことがある技能実習生の割合は、26.5%となった【図2】。そのうち、送出機関から言われた者の割合が73.8%と最も高く、監理団体が14.9%、実習実施者が11.3%となっている。

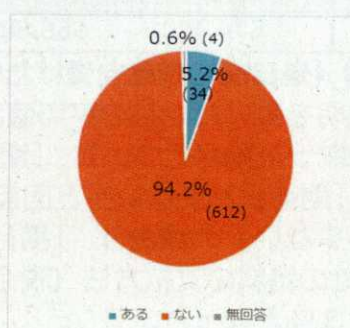
#### (2) 不適正な契約（妊娠したら仕事を辞める等の内容の契約）

監理団体等との間で不適正な内容を含む契約を締結したことがある技能実習生の割合は5.2%となった【図3】。そのうち、送出機関との間で不適正な内容を含む契約をした者の割合が70.3%と最も高く、監理団体が21.6%、実習実施者が8.1%となっている。

【図2】



【図3】





## 妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

- ・妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いは法律で禁止されています。
- ・送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。
- ・技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、監理団体・実習実施者は技能実習生と話し合い、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応をしてください。

## 技能実習生の妊娠が分かったら

- 技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

### <妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと>

- ☑実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
- ☑実習実施者は、技能実習生が妊産婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
- ☑実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に通勤緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
- ☑監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

- 監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

## 技能実習生と話し合っていたきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。
- 技能実習生が帰国を希望する場合には、「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」（技能実習制度運用要領参考様式1-42号）を活用しつつ、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終期まで円滑に行えるよう努めてください。
- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があり、技能実習生に負担させることは禁じられています。
- 技能実習を中断又は中止することとなった場合には外国人技能実習機構に技能実習困難時届出書を提出してください。（同届出書を提出した場合であっても、技能実習計画の変更認定申請により、実習を再開することができます。）



## 技能実習生が日本で出産する場合の留意点

☑ 出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院中必要な物や書類の用意など、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

【出産に伴う手当等の支援制度】

- ・健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。また、健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けられなかったときは、出産手当金が支給されます。これらの給付は、国籍や出産の場所等に関わらず、受けることができます。
- ・健康保険と厚生年金については、産前産後・育児休業期間中の保険料が免除されます（健康保険組合又は年金事務所で手続が必要です。）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所で手続が必要です。）。

☑ 技能実習生が産前産後休業（※）を取得する場合は、技能実習の一時中断となるため、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届を提出する必要があります。また、在留資格の手続きについては、地方出入国在留管理局へ相談してください。

（※）産前産後休業

実習実施者は、産前は出産予定日の6週間前から、産後は原則として8週間、女性の技能実習生を就業させることはできません。

☑ 技能実習生に、育児休業制度の利用可否について説明し、取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

育児休業は、「子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。

※労働契約の満了の時点は、在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階（第2号又は第3号）の技能実習を予定しているかで判断してください。

※育児休業給付金は、在留資格にかかわらず支給されます。

☑ お子さんの出生に係る届出等手続については、市町村や、在日大使館に確認するなどし、在留資格の取得手続については、地方出入国在留管理局に相談し、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

**問い合わせ先:外国人技能実習機構 (TEL:03-3453-8000)**

～各制度の問い合わせ先は、以下のとおり～

厚生年金について⇒年金事務所

国民年金について⇒年金事務所又は市区町村

健康保険について⇒加入先の医療保険者

(協会けんぽ加入者の保険料免除については年金事務所)

国民健康保険について⇒市区町村

育児休業について

産前産後休業について

➡ 労働局

在留資格について⇒入管庁



# 妊娠中の技能実習生のみなさんへ

大切なおしらせ

(日本語)

- ・日本では、妊娠したことで解雇することは法律で禁止しています。
- ・送出機関や監理団体は、あなたの妊娠を理由に、**あなたに帰国を強制することは許されません。**
- ・解雇されそうになったり帰国するよう言われたら、**外国人技能実習機構(OTIT)へ相談してください。**OTITが支援します。※連絡先は裏面を見てください

## 妊娠したらどうしたらいいの？

- ☑ 妊娠に気付いたら、監理団体の相談窓口や実習実施先の責任者に妊娠したことを伝えましょう。
- ☑ 外国人技能実習機構や、住んでいる場所の相談窓口にも相談できます。  
※連絡先は裏面を見てください。
- ☑ 住んでいる市町村の窓口で、妊娠の届出をしましょう。
- ☑ 市町村の窓口で、母子健康手帳と妊婦健康診査の受診券などが貰えるので、妊娠中は定期的に妊婦健康診査を受診しましょう。

## 妊娠しても働けるの？

- ☑ 日本では、妊娠等を理由に解雇や不利益取扱いをすることは禁止されています。あなたが希望すれば、技能実習を続けることができます。
- ☑ 日本では、子どもが生まれる予定日の6週間前から仕事を休むことができます。

仕事を休みその間の給料がない場合、あなたが入っている健康保険から、出産手当金(いつもの賃金の平均6割程度)が支払われます。

## 出産後、技能実習を続けられる？

- ☑ 日本では出産後、あなたの身体の健康のため、原則8週間は仕事をすることができません。そのあと、技能実習を再開することができます。

仕事を休みその間の給料がない場合、あなたが入っている健康保険から、出産手当金(いつもの賃金の平均6割程度)が支払われます。

- ☑ 技能実習を中断し、帰国して出産した場合も、再度入国して技能実習を再開することができます。(手続きが必要です。)
- ☑ 技能実習の再開は、外国人技能実習機構などで手続きが必要です。技能実習の再開や再開時期の希望を監理団体・実習実施者に伝えましょう。



## 相談先

お困りごとは外国人技能実習機構(OTIT)に相談してください  
(電話またはメールでの相談が可能です)

対応言語	対応日時	電話番号	OTIT 母国語相談サイトURL
ベトナム語	月～金、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-168	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/</a>
中国語	月、水、金、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-169	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/</a>
インドネシア語	火、木 11:00～19:00	0120-250-192	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/</a>
フィリピン語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-197	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/</a>
英語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-147	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/</a>
タイ語	木、日 11:00～19:00 (日曜：9:00～17:00)	0120-250-198	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/</a>
カンボジア語	木 11:00～19:00	0120-250-366	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/</a>
ミャンマー語	火 11:00～19:00	0120-250-302	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/</a>

妊娠中の心配ごとをはじめとした生活に関するお困りごとは住んでいる地域の相談窓口でも相談できます

地域における相談窓口 (外国人生活支援ポータルサイト)	<a href="http://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf">http://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf</a> ※各窓口によって対応可能な言語が異なります。
多言語生活相談窓口 (一財)自治体国際化協会)	<a href="http://www.clair.or.jp/j/multiculture/association/consultation_list.html">http://www.clair.or.jp/j/multiculture/association/consultation_list.html</a>

「生活・就労ガイドブック」にも  
出産・子育てに関する情報が載っています

<http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



対応言語：日本語（やさしい日本語を含む）、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール(カンボジア)語、フィリピン語、モンゴル語







# 中部地区における 外国人技能実習制度の現状、課題等について



令和5年6月30日

愛知労働局



# 1. 技能実習制度の現状



# 日本で就労する外国人のカテゴリと中部地区の外国人労働者数

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

(単位:人)

カテゴリ	地域	全国	中部7県	富山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	三重
	外国人労働者総数	1,822,725	358,238	12,221	11,450	10,565	36,192	67,841	188,691	31,278
①就労目的で在留が認められる者 (いわゆる「専門的・技術的分野」) ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。		479,949	65,866	2,141	2,369	1,561	5,455	11,207	38,030	5,103
②身分に基づき在留する者 (「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」) ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため様々な分野で報酬を受ける活動が可能。		595,207	170,672	3,972	2,582	4,373	16,155	38,217	90,651	14,722
③技能実習 ・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。 ・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった。		343,254	79,451	5,157	4,253	3,850	11,656	12,392	33,471	8,672
④特定活動 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等) ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。		73,363	9,876	504	571	241	1,188	1,067	5,264	1,041
⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。		330,910	32,372	447	1,675	540	1,738	4,957	21,275	1,740

※外国人雇用状況の届出状況(令和4年度10月末現在)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(労働施策総合推進法 第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

※在留資格が不明なものがあり、外国人労働者総数とは合わない。



出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

## ① 就労目的で在留が認められる者

(いわゆる「専門的・技術的分野」)

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

約48.0万人

## ② 身分に基づき在留する者

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

約59.5万人

## ③ 技能実習

・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

約34.3万人

## ④ 特定活動

(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外交官等の家事使用人等)

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

約7.3万人

## ⑤ 資格外活動(留学生のアルバイト等)

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

約33.1万人

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格	
在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況の届出状況(令和4年10月末現在)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(労働施策総合推進法 第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。



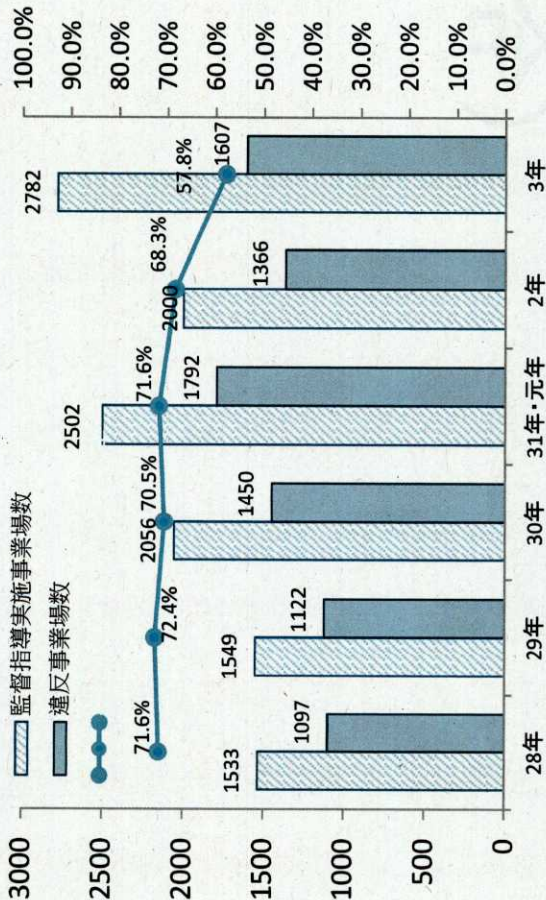
## 2. 外国人技能実習生の実習実施機関に 対する監督指導、送検等の状況 (令和3年)



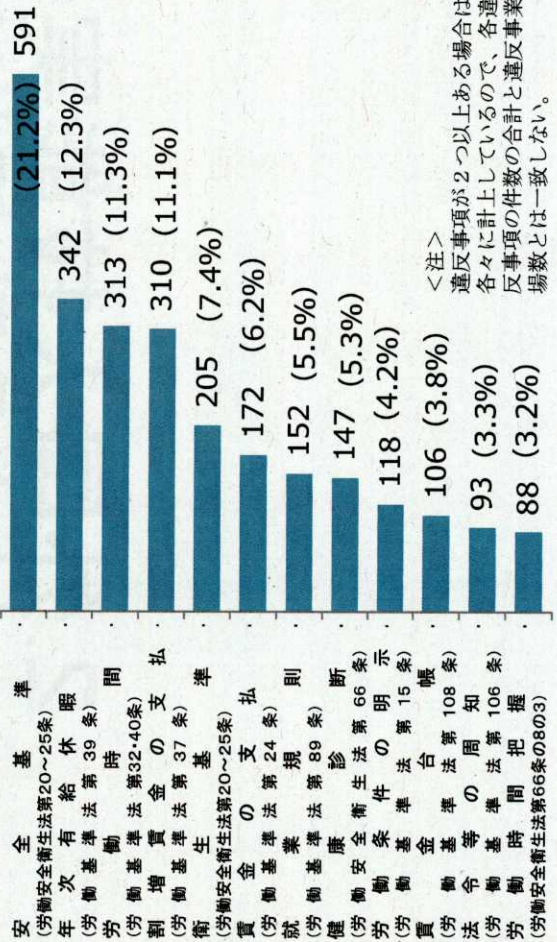
# 1 中部地区における監督指導状況

(1) 中部地区の労働基準監督機関において、実習実施機関に対して2,782件の監督指導を実施し、その57.8%に当たる1,607件で労働基準関係法令違反が認められた。

注> 違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準、②年次有給休暇、③労働時間の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 労働基準監督官が監督指導した事例には、以下のようなものがあった。

## 事例1 技能実習機構からの通報を端緒に監督を実施

### 概要

- 外国人技能実習機構から、労働者に年次有給休暇を付与していないとの通報があり監督を実施。
- 業種は農業。実習生の国籍はベトナム。

### 指導内容

- 年次有給休暇については、外国人技能実習機構からの指摘を受け、すでに年次有給休暇簿を作成し、計画的に付与するよう管理していた。
- ほかに、定期健康診断結果について、医師からの意見聴取を行っていなかったため、是正勧告した。

### 指導事項

労働安全衛生法第66条の4（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）

## 事例2

## 災害発生を契機に監督を実施

### 概要

- 技能実習生が5名在籍。全員中国人。
- 食材の切断機がつままったため、技能実習生が機械を停止することなくつままった食材を取り除こうとして手指を負傷したものの。

### 指導内容

- 食品加工用切断機に原材料を送給する際、労働者に危険を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、機械の運転を停止して作業を行わせていなかった。

### 指導事項

労働安全衛生法第20条（危険防止措置）

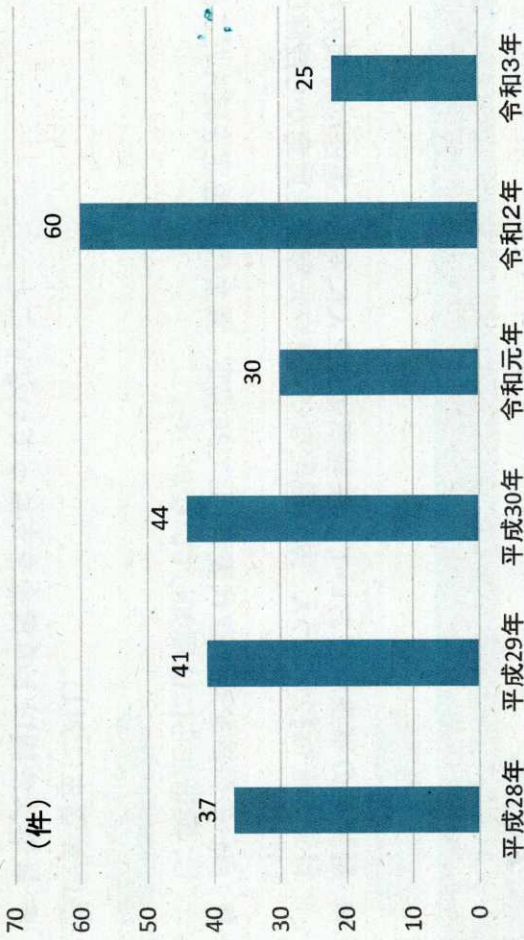
### 指導の結果

- 業務の見直しを行い、あらかじめカットされた食材を用いることにより、食材を切断する作業自体をなくした。



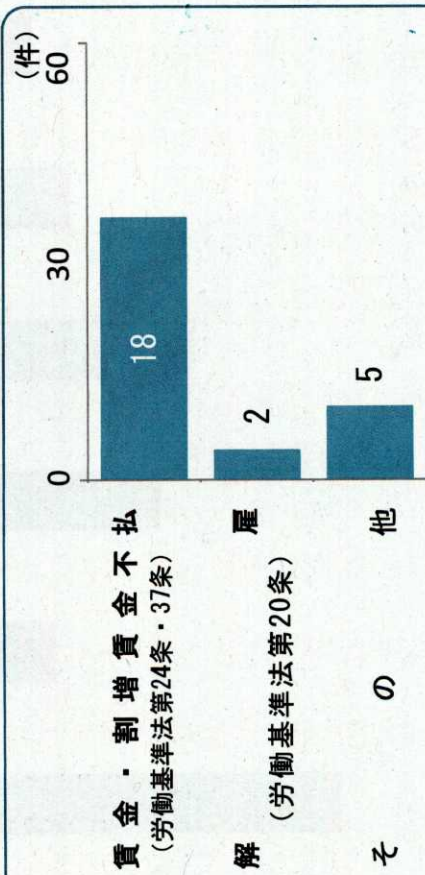
## 2 中部地区における申告状況

(1) 令和3年に技能実習生から労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は中部地区で25件であった。



(2) 主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払(18件)、②解雇(2件)の順に多かった。

<注> 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。



(3) 労働基準監督官が処理した申告事例には、以下のようなものがあった。

### 事例1

技能実習生から賃金不払いについて申告があり、監督指導を実施

#### 概要

■ 賃金不払に係る申告。労働者は電気工事の現場作業員。監理団体の担当者とともに来署し、申告に及ぶ。

#### 指導内容

■ 1か月分の賃金不払を確認したため、是正勧告した。

#### 指導の結果

■ 事業活動が停止し、再開の見込みもなかったことから、未払賃金の立替払事業に移行した。

最低賃金法第4条  
(最低賃金の効力)

指導事項

### 事例2

作業の準備時間等に係る残業代未払に係る申告

#### 概要

■ 作業の準備・片付け時間、現場までの移動時間等に係る残業代を求めたもの。労働時間管理は自主申告。

#### 指導内容

■ 事業主は「準備作業等は日本人労働者が行うことになっていた」「現地集合・解散も自由であった」と主張していたが、申告者が録画していた動画を示したところ、指示を認め、不払となっていた残業代を支払った。

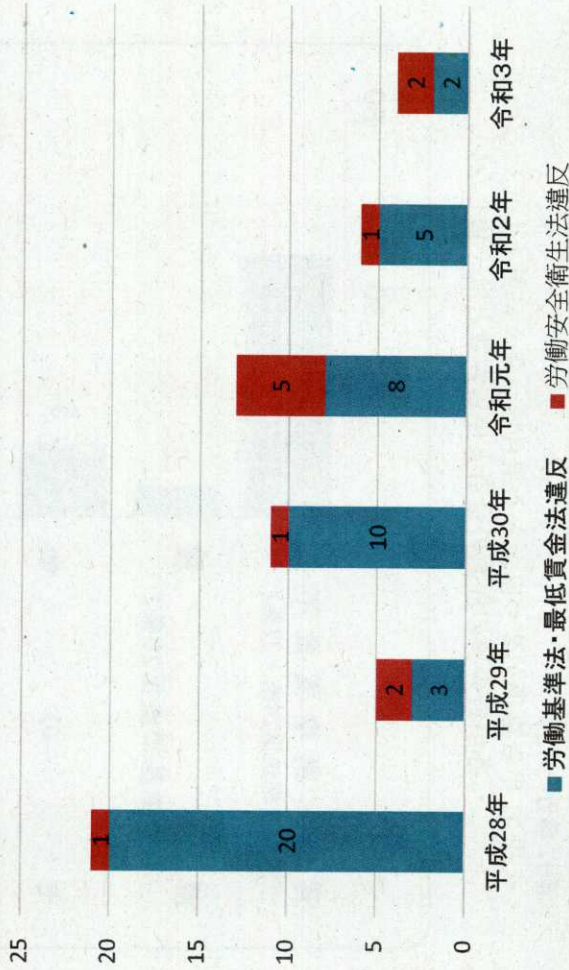
労働基準法第37条  
(割増賃金の不払)

指導事項



### 3 送検状況（中部地区）

(1) 令和3年に技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数は4件であった。



### 事例

#### 賃金未払で送検

##### 概要

- 縫製業の事業場において、技能実習生2人に対して違法な時間外・休日労働を行わせたうえ、労使協定なく家賃や光熱費を賃金から控除していた。
- 自らの親族を過半数代表者として36協定、賃金控除協定を結んだことし、実習生らには周知していなかった。

##### 被疑事実

- 技能実習生に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていないこと。
- 36協定がないまま、時間外・休日労働を行わせていたこと。
- 時間外・休日労働を行わせているにも関わらず、所定の割増賃金を支払っていないこと。

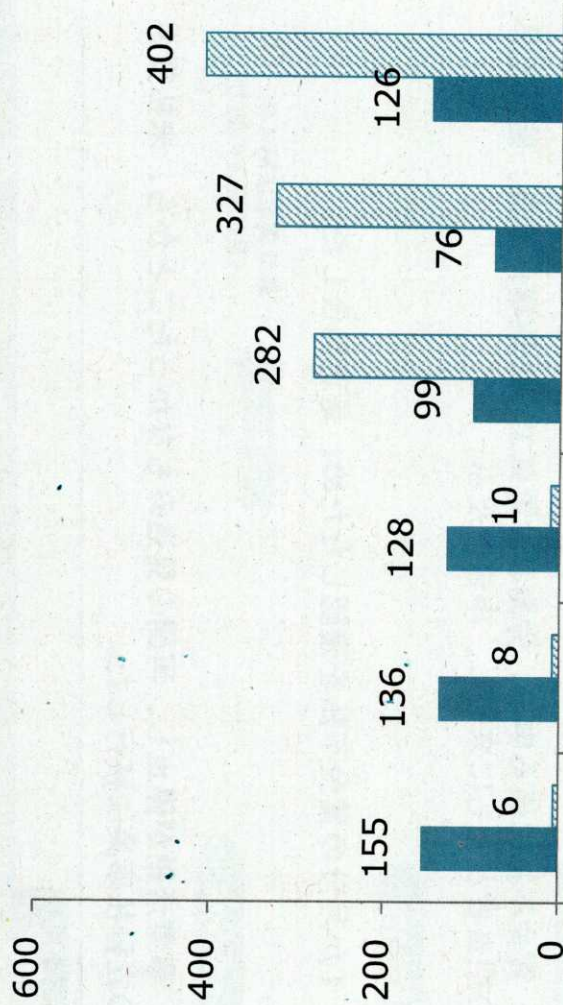
### 4 中部地区の労働基準監督機関と出入国在留管理機関・外国人技能実習機構との相互通報状況

(1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国在留管理機関・外国人技能実習機構が、その監督等の結果を相互に通報している。

(2) 労働基準監督機関から出入国在留管理機関・外国人技能実習機構へ通報（※1）した件数は126件、出入国在留管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報（※2）された件数は402件である。

※1 労働基準監督機関から出入国在留管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案  
労働基準監督機関において実習実施機関に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国在留管理機関から労働基準監督機関・外国人技能実習機構へ通報する事案  
出入国在留管理機関・外国人技能実習機構において実習実施機関を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案



平成28年 平成29年 平成30年 令和元年 令和2年 令和3年

(3) 労働基準監督機関が、出入国在留管理機関・外国人技能実習機構から通報を受けた実習実施機関については、監督指導等を実施している。



### 3. 技能実習生が利用可能な制度等



## 1 相談・支援体制の整備

### (1) 母国語による通報・相談窓口の整備等

- 電話のほか、メールの対応も整備。

※中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語(フィリピン語)、英語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語

### (2) 実習先変更支援体制の構築

- 実習実施者や監理団体に実習継続が困難な場合の届出義務(19条、33条)及び実習継続に関する対応義務(51条)を法律に規定。

- 機構が、技能実習生からの相談に対応し、保有情報を活用しながら、転籍先の調整も含む支援を実施。

### (3) 技能実習生への一時宿泊先の提供

- 技能実習生が、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない場合に、機構が一時宿泊先を提供。
- 新たな実習先の確保等の支援も実施。

### (4) 技能実習生への技能検定等の受検手続支援

- 機構が、監理団体からの申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ、合否結果の迅速な把握等の支援を実施。

## 2 罰則の整備

罰則	監理団体	実習実施者
1年以上 10年以下 の懲役 又は 20万円以 上300万 円以下の 罰金	① 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって技能実習を強制する行為(46条)	労働基準法に 同様の規定 あり (5条)
6月以下の 懲役 又は 30万円以 下の罰金	② 違約金等を定める行為(47条1項) ③ 貯蓄金を管理する契約を締結する行為(47条2項)	労働基準法に 同様の規定 あり (16条・18条 1項)
	④ 旅券等を保管する行為(48条1項) ⑤ 私生活の自由を不当に制限する行為(48条2項) ⑥ 法違反事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に申告したことを理由とする技能実習生に対する不利益取扱い(49条2項)	

※ ④については、技能実習生の意思に反して行つた場合を処罰。

※ ⑤については、解雇その他の労働関係上の不利益等を示して技能実習時間外の外出制限等を告知した場合を処罰。



# 技能実習生への相談対応・情報発信

「母国語相談」として、曜日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応を実施。  
 また、地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応（平日 9:00～17:00）を実施。  
 さらに、技能実習生に対する各種支援策などについて、SNS（Facebook、Twitter）、「技能実習生手帳アプリ」により、母国語等で情報を発信（URL：https://www.otit.go.jp/sns/index.html）。

## 母国語相談の実施日時

技能実習生であれば、誰でも電話、電子メール、オンライン通話（Zoom）、手紙によって、8か国語での申告・相談が可能。 電話料金はフリーダイヤルで無料。令和3年4月21日より、暴行や脅迫等の人権侵害行為の相談に対応するための専用窓口（技能実習SOS・緊急相談専用窓口※）を開設。  
 ※ 下記電話番号にダイヤル後、自動音声アナウンスのあと「1番」をプッシュ。

対応言語	対応日時	電話番号 ※時間外は留守番電話で受付	母国語相談サイトURL ※メールでの相談はこちらで受付
ベトナム語	月～金、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-168	https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
中国語	月、水、金、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-169	https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	火、木 11:00～19:00	0120-250-192	https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-197	https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
英語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-147	https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
タイ語	木、日 11:00～19:00 (日曜：9:00～17:00)	0120-250-198	https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/
カンボジア語	木 11:00～19:00	0120-250-366	https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/
ミャンマー語	火 11:00～19:00	0120-250-302	https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/ <sub>10</sub>



## 4. 技能実習制度の見直しについて



## 技能実習制度・特定技能制度の検討条項

### ○技能実習制度

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）附則（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行日：平成29年（2017年）11月1日）

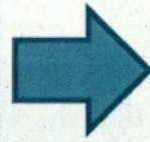
### ○特定技能制度

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）附則（検討）

#### 第十八条

2 政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方（地方公共団体の関与の在り方、同表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び同表の技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。）について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行日：平成31年（2019年）4月1日）

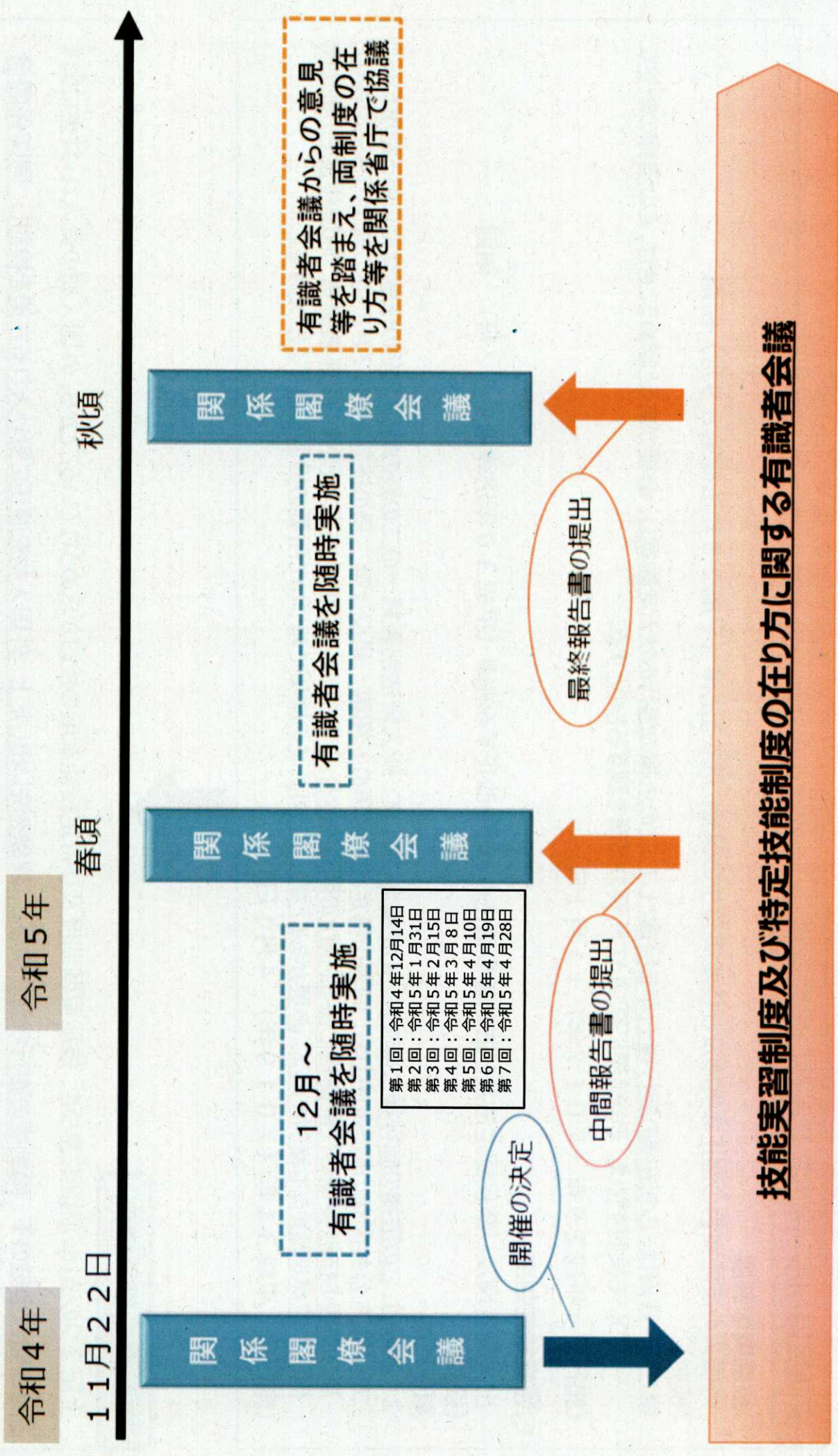


## 有識者会議の開催

上記2つの法律の附則に基づき、技能実習制度及び特定技能制度及び特定技能制度の検討が求められていることから、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、同関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を開催する。



# 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催スケジュール（案）





### 検討の視点

我が国の人手不足が深刻化する中、外国人が日本の経済社会の担い手となつていく現状を踏まえ、外国人との共生社会の実現が社会のあるべき姿であることを念頭に置き、その人権に配慮しつつ、我が国の産業及び経済並びに地域社会を共に支える一員として外国人の適正な受入れを図ることにより、日本で働く外国人が能力を最大限に発揮できる多様性に富んだ活力ある社会を実現するとともに、我が国の深刻な人手不足の緩和にも寄与するものとする必要がある。このような観点から、技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる制度を目指す。

### 検討の基本的な考え方

#### 論点

制度目的と実態を踏まえた制度の在り方

外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築

受入れ見込数の設定等の在り方

転籍の在り方（技能実習）

管理監督や支援体制の在り方

外国人の日本語能力の向上に向けた取組

#### 現状

人材育成を通じた国際貢献

職種が特定技能の分野と不一致

受入れ見込数の設定のプロセスが不透明

原則不可

- ・ 監理団体、登録支援機関、技能実習機構の指導監督や支援の体制面で不十分な面がある
- ・ 悪質な送出国機関が存在

本人の能力や教育水準の定めなし

#### 新たな制度

- ・ 現行の技能実習制度は廃止して人材確保と人材育成（未熟練労働者を一定の専門性や技能を有するレベルまで育成）を目的とする新たな制度の創設（実態に即した制度への抜本的な見直し）を検討
  - ・ 特定技能制度は制度の適正化を図り、引き続き活用する方向で検討し、新たな制度との関係性、指導監督体制や支援体制の整備などを引き続き議論
  - ・ 新たな制度と特定技能制度の対象職種や分野を一致させる方向で検討（主たる技能の育成・評価を行う。技能評価の在り方等は引き続き議論）
  - ・ 現行の両制度の全ての職種や分野等並びに特定技能2号の対象分野の追加及びその設定の在り方について、必要性等を前提に検討
- 業所管省庁における取組状況の確認や受入れ見込数の設定、対象分野の設定等は、様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとする等の措置を講じることでプロセスの透明化を図る
- 人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨と外国人の保護の観点から、従来より緩和する（転籍制限の在り方は引き続き議論）
- ・ 監理団体や登録支援機関が担っている機能は重要。他方、人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関を厳しく適正化・排除する必要
  - ・ 監理団体や登録支援機関の要件の厳格化等により、監理・支援能力の向上を図る（機能や要件は優良団体へのインセンティブも含め、引き続き議論）
  - ・ 外国人技能実習機構の体制を整備した上で管理・支援能力の向上を図る
  - ・ 悪質な送出国機関の排除等に向けた実効的な二国間取決めなどの取組を強化
- 一定水準の日本語能力を確保できるよう就労開始前の日本語能力の担保方案及び来日後において日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける

### 今後の進め方

中間報告書で示した検討の方向性に沿って具体的な制度設計について議論を行った上、令和5年秋を目途に最終報告書を取りまとめる。



# 外国人技能実習機構業務の概況

令和5年6月

外国人技能実習機構

名古屋事務所・富山支所





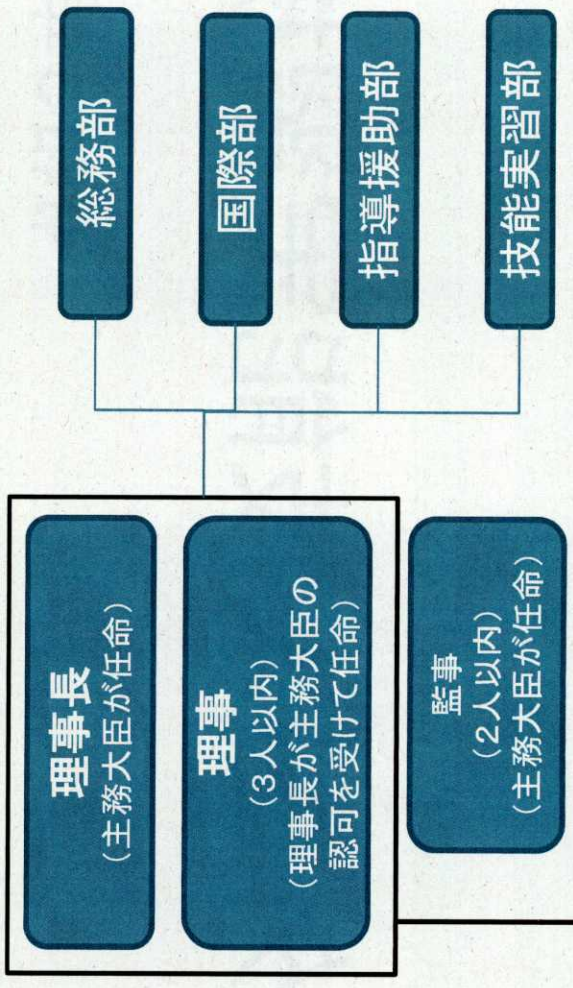
# 外国人技能実習機構の組織と所掌事務

- ・主務大臣(法務大臣、厚生労働大臣)
- ・出入国在留管理庁長官

事務の委任、  
監督

報告

**本部事務所** Tel.03-6712-1523(代表)  
東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X3階



**地方事務所** 全国13か所(本所8か所・支所5か所)

## 組織形態

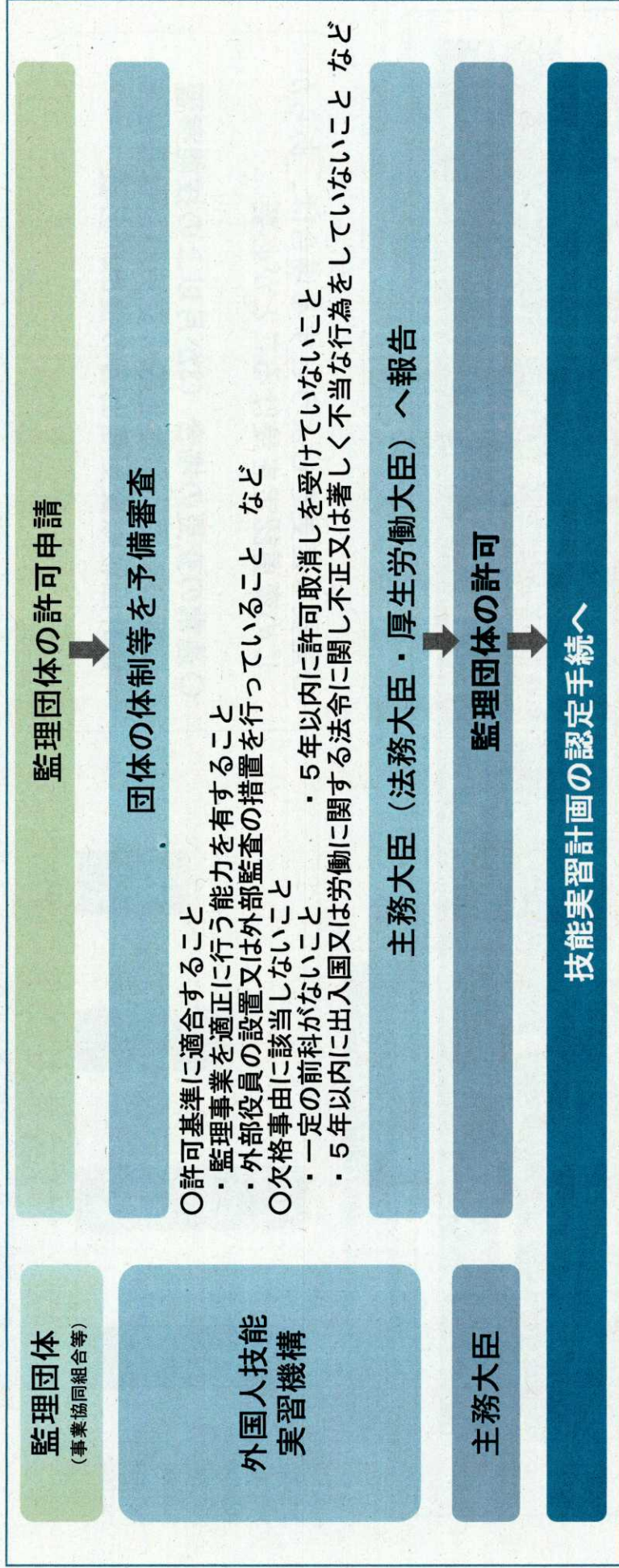
- 認可法人(発起人が設立を発起し、主務大臣が設立を認可)

## 所掌事務

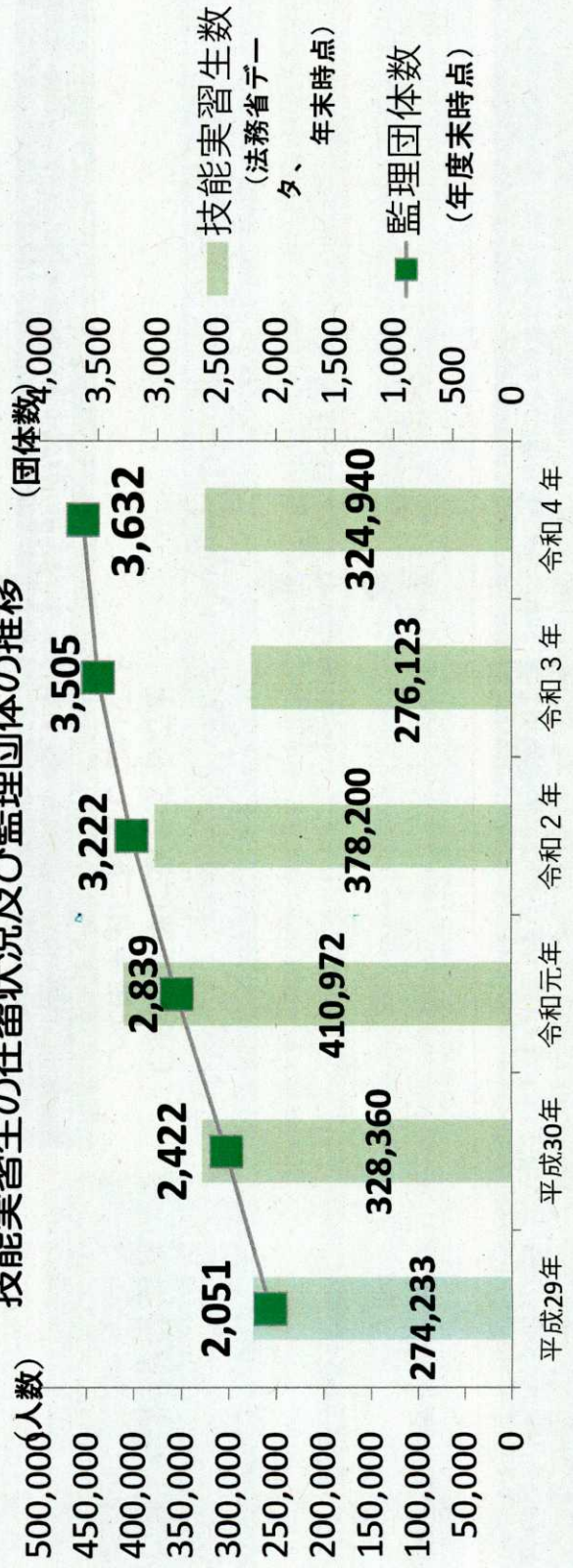
- 技能実習計画の認定
- 監理団体の許可に関する調査
- 実習実施者の届出の受理
- 実習実施者・監理団体に対する報告徴収、実地検査等
  - ・ 監理団体(約3,600団体)への実地検査を年1回実施
  - ・ 実習実施者(約62,000社)への実地検査を実施(3年間で全数を網羅)
- 技能実習に関する各種報告(監理団体からの監査報告、技能実習実施困難時の報告、実習実施者からの実施状況報告等)の受理
- 技能実習生の相談対応・援助・保護
- 技能実習に関する調査・研究



# 外国人技能実習機構の業務① (監理団体の許可)

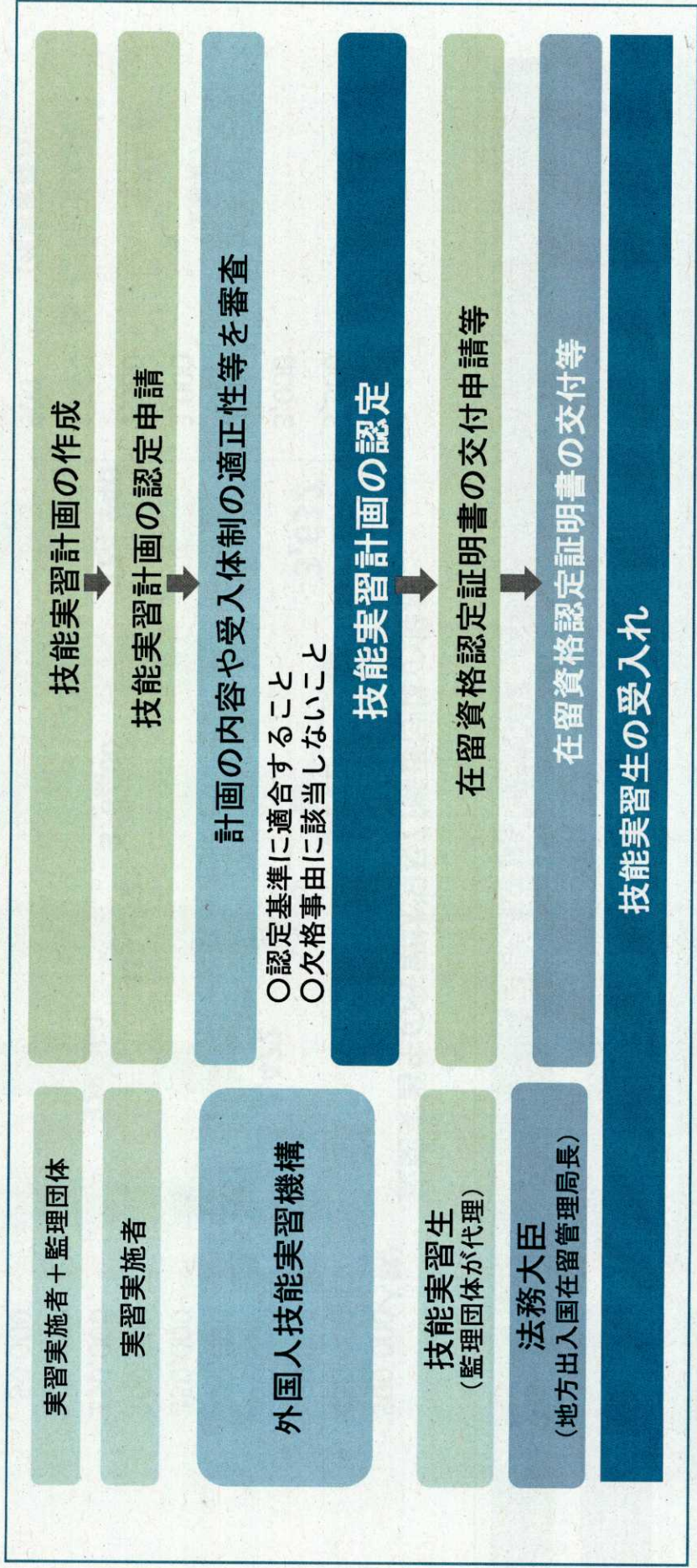


技能実習生の在留状況及び監理団体の推移

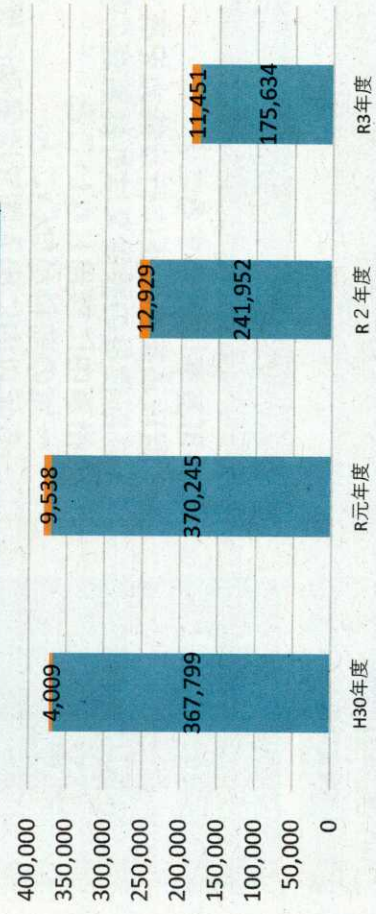




# 外国人技能実習機構の業務② (技能実習計画の認定等)



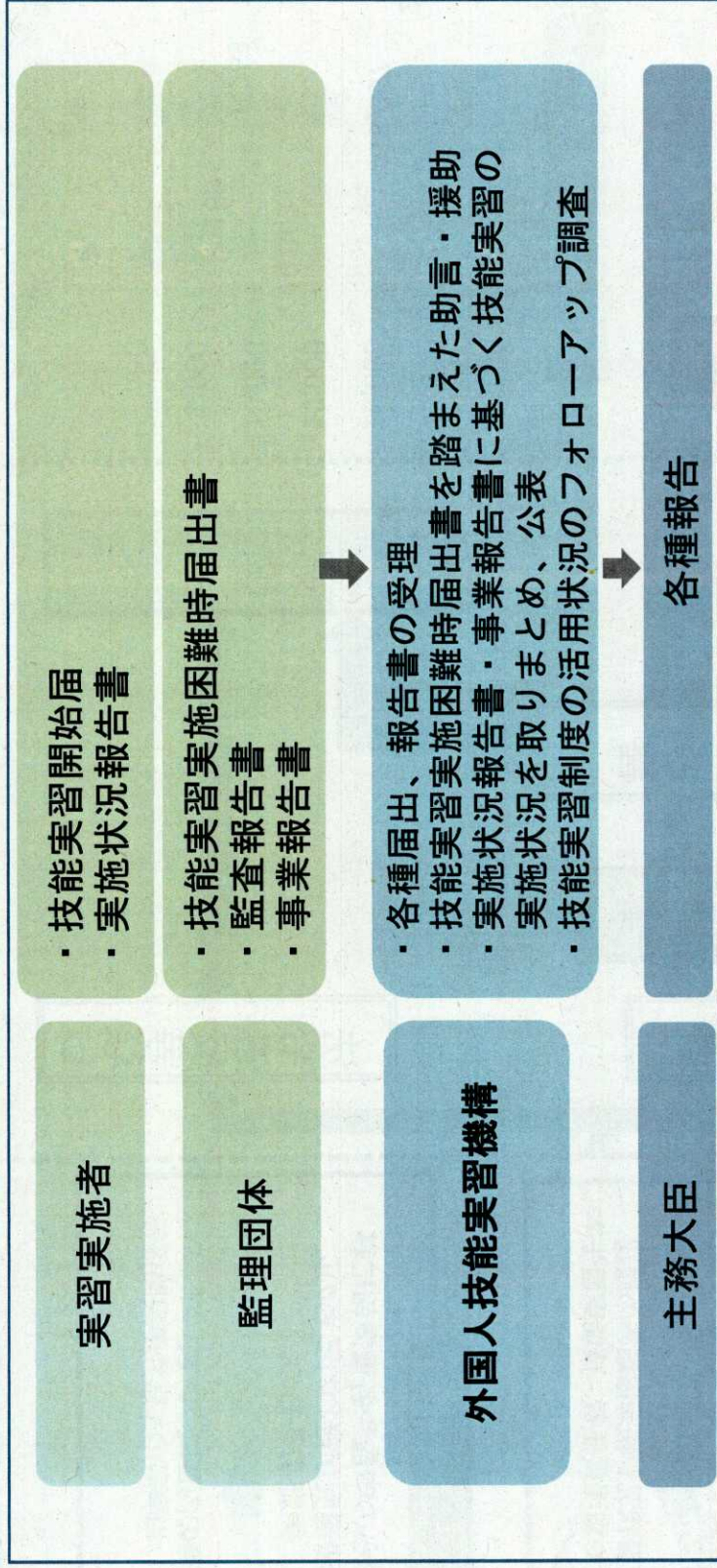
計画認定関係 各種件数



- 重要な変更をしようとする場合は、あらかじめ変更認定を受けなければならない
- 通常の変更の場合 (3か月以上の技能実習期間の変更、宿泊施設の変更等) は技能実習計画軽微変更届出書の提出が必要



# 外国人技能実習機構の業務③ (届出、報告書の受理)



## 機構における届出・報告書の活用

### 実施状況報告書・事業報告書の主な調査項目

- ・ 実習実施者数
- ・ 労働時間
- ・ 給与の支給、控除
- ・ 技能実習生の昇給率
- ・ 監理団体数、監理事業所数
- ・ 監理事業所ごとの技能実習生数
- ・ 技能実習生一人当たりの月額監理費

### 実習制度の活用状況のフォローアップ調査項目

- ・ 技能実習の効果
- ・ 技能実習中の問題や課題
- ・ 技能実習期間中の課外活動に関する取組
- ・ 帰国後実習生に対するアフターケアに関する取組
- ・ 帰国後の就職状況



# 外国人技能実習機構の業務④ (実地検査)

## 外国人技能実習機構で行う範囲 (※主務大臣等も実施可能)

### 実地検査

○ 監理団体及び実習実施者に対し、技能実習が法令等に則って実施されているか、訪問により検査を行うもの。

### 定期検査

○ 検査計画に基づき定期的に実施するもの。

※ 監理団体は1年に1回、実習実施者は3年に1回実施するものとしている。

- ・ 技能実習生の実習状況や帳簿書類等の確認
- ・ 技能実習責任者や監理責任者、技能実習生本人等からヒアリング

### 臨時検査

○ 技能実習生からの申告や各種情報に基づき技能実習法違反が疑われるものについて、随時、実施するもの。

- ・ 申告や情報提供等の内容について、重点的に確認し、当事者の主張や事実関係等を整理

法令違反等あり

法令違反等なし

改善勧告・改善指導

未改善

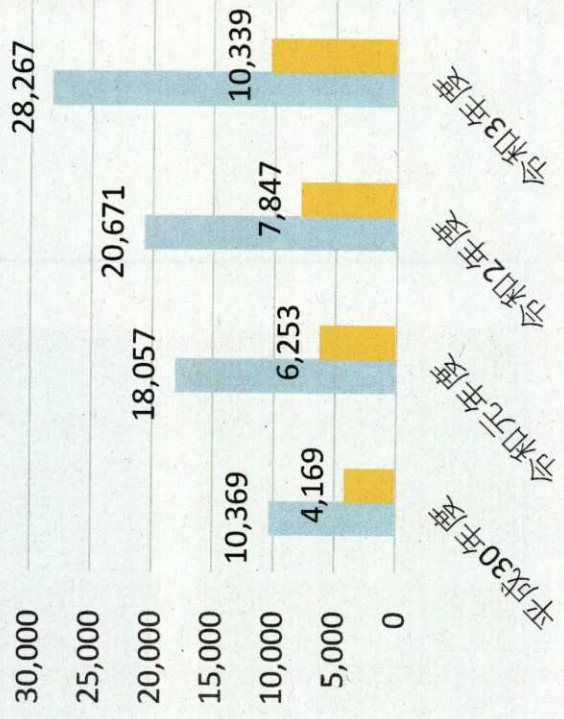
改善

○ 重大・悪質な法令違反  
○ 同種違反を繰り返す場合等

主務大臣等による行政処分等

完結

実地検査件数(うち指導件数)





## 外国人技能実習機構の業務⑤ (母国語相談)

「母国語相談」として、曜日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応を実施。  
また、地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応(平日 9:00～17:00)を実施。  
さらに、技能実習生に対する各種支援策などについて、SNS (Facebook、Twitter)、「技能実習生手帳アプリ」により、母国語等で情報を発信 (URL : <https://www.otit.go.jp/sns/index.html>)。

### 母国語相談の実施日時

技能実習生であれば、誰でも電話、電子メール、オンライン通話 (Zoom)、手紙によって、8か国語での申告・相談が可能。

※中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、英語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語

### 母国語相談件数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
技能実習生の在留者数 (人)	274,233	328,360	410,972	378,200	276,123
相談件数 (件)	854	2,695	7,452	13,353	23,701
申告件数 (件)	0	90	133	82	104

### 令和3年度の母国語相談の主な相談内容

- 賃金・時間外労働等の労働条件に関すること (賃金未払い、過重労働、有休等)
- 管理に関すること (会社からのハラコメント、私生活の不当な制限、居住環境等)
- 途中帰国に関すること (強制帰国、期間満了前の帰国等)
- その他の制度に関すること (他の在留資格への変更、特定技能制度に関すること、税金等)
- 実習先変更に関すること (3号での実習先変更含む)



技能実習を開始した実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合(注)で、かつ、技能実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更ができる。

実習先変更に当たって、実習実施困難時に監理団体及び実習実施者が新たな実習先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合には、機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供するなどの支援を行う。

(注) 実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等の場合

転籍に関する支援

- 「監理団体向け実習先変更支援サイト」を整備(注1)
- 外国人技能実習機構による個別支援を実施(注2)  
技能実習生の希望等に沿って転籍先となり得る監理団体等の情報を提供

(注1) 技能実習生の受け入れ先となり得る監理団体の情報について、情報の受付及び提供を行う。  
(注2) 監理団体等が転籍先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合を実施される。

実習先変更個別支援受理件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実習先変更支援件数	20	36	54	49	39

(注) 機構が、実習先変更に係る個別支援の「申出」を受理した件数。

このため、機構が日常の業務において、実習生や監理団体等に対して行っている実習先変更に係る助言等の件数、監理団体等が行った実習先変更支援の件数は含まれない。



**監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、技能実習生が監理団体や実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊できない、又は宿泊することが相当でない場合には、外国人技能実習機構として一時宿泊先の提供等の支援を行う。**

**一時宿泊先の提供に関する支援の流れ**

○技能実習生による機構（本部又は地方事務所・支所）への相談

- ・事情等の聴取、確認
- ・一時宿泊先提供の必要性を判断

○一時宿泊先の提供

- ・機構は、予め地方事務所・支所が所在する地域の都道府県別に旅館ホテルの団体と協定を締結
- ・機構は相談を受けた技能実習生に一時宿泊先の提供が必要と判断した場合は、当該協定に基づき、当該実習生に一時宿泊先を提供

○一時宿泊施設における支援

- ・技能実習生は提供された宿泊先に一定期間滞在。
- ・居所と食事の提供を受けながら、新たな実習先の確保等の支援を受ける。（費用は機構が負担）

**宿泊支援、宿泊支援協定締結対象施設**

○ 令和3年度末時点で、宿泊支援件数は、117件

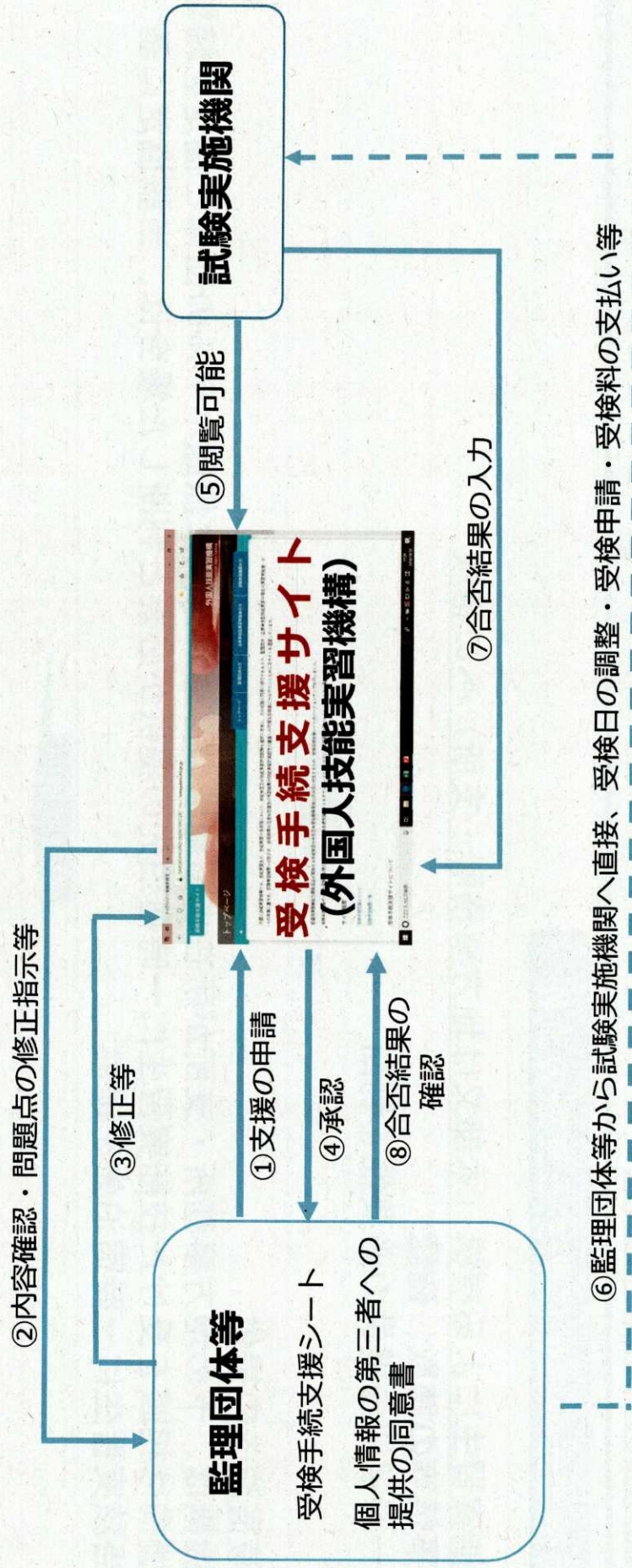
○ 宿泊支援協定締結対象施設は、386か所



## 外国人技能実習機構の業務⑧（技能検定等の受検手続支援）

技能実習生が、技能実習の各段階において、技能検定等を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、外国人技能実習機構において、**監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）からの申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等**につなげていくこととしている。

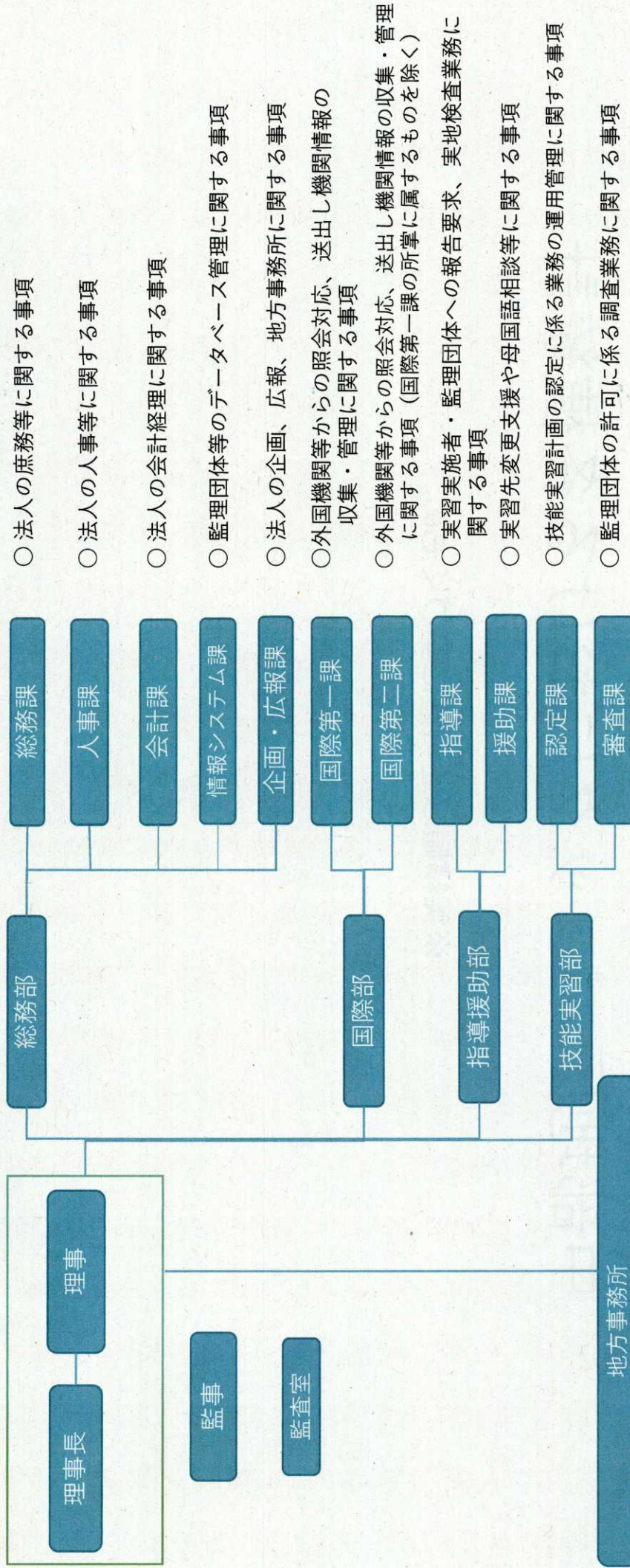
### 受検手続支援サイトの仕組み



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受検手続 支援人数	98,904	205,060	302,579	265,473	191,558



# 外国人技能実習機構の組織・体制について



- 所長  
※支所は支所長
- 地方事務所の庶務業務
  - 監理団体等への実地検査業務
  - 実習先の変更支援業務
  - 技能実習計画の認定業務
- ※東京・名古屋・大阪・広島事務所に設置



# 中部地区ブロックにおける各種統計

※実績値は速報値に基づくもの。



# 技能実習制度における申請等件数（1）（中部地区ブロック）

## 1 監理団体許可件数（令和5年5月31日現在）

	一般監理事業	特定監理事業	合計
愛知県	202件 (うち介護職種 65件)	174件 (うち介護職種 49件)	376件 (うち介護職種 114件)
岐阜県	95件 (うち介護職種 12件)	31件 (うち介護職種 11件)	126件 (うち介護職種 23件)
三重県	55件 (うち介護職種 21件)	35件 (うち介護職種 16件)	90件 (うち介護職種 37件)
静岡県	62件 (うち介護職種 21件)	73件 (うち介護職種 18件)	135件 (うち介護職種 39件)
富山県	33件 (うち介護職種 10件)	18件 (うち介護職種 5件)	51件 (うち介護職種 15件)
石川県	17件 (うち介護職種 7件)	14件 (うち介護職種 6件)	31件 (うち介護職種 13件)
福井県	32件 (うち介護職種 8件)	5件 (うち介護職種 1件)	37件 (うち介護職種 9件)



# 技能実習制度における申請等件数（2）（中部地区ブロック）

## 2 技能実習計画認定件数（令和3年度）

	担当区域	企業単独型	団体監理型	合計
名古屋事務所	愛知県 岐阜県 三重県 静岡県	1,201件 (うち介護職種11件)	32,953件 (うち介護職種1,074件)	34,154件 (うち介護職種1,085件)
富山支所	富山県 石川県 福井県	85件 (うち介護職種0件)	7,467件 (うち介護職種250件)	7,552件 (うち介護職種250件)

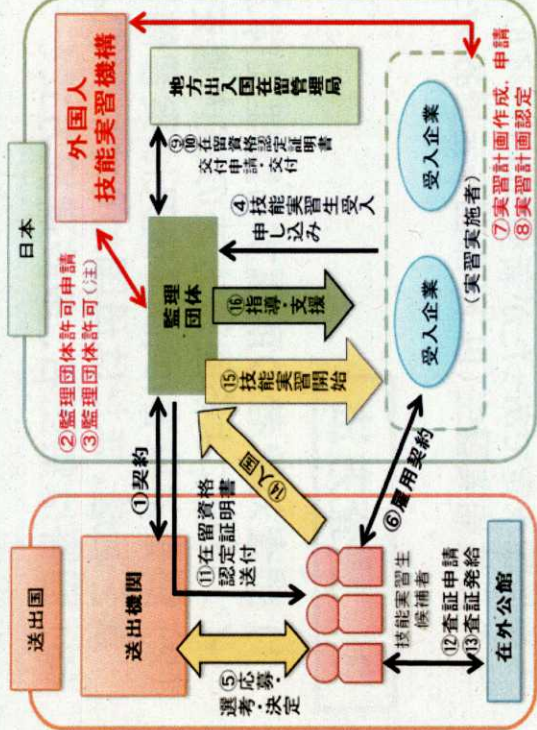


# (参考) 技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約32万人在留している。  
※令和4年末時点

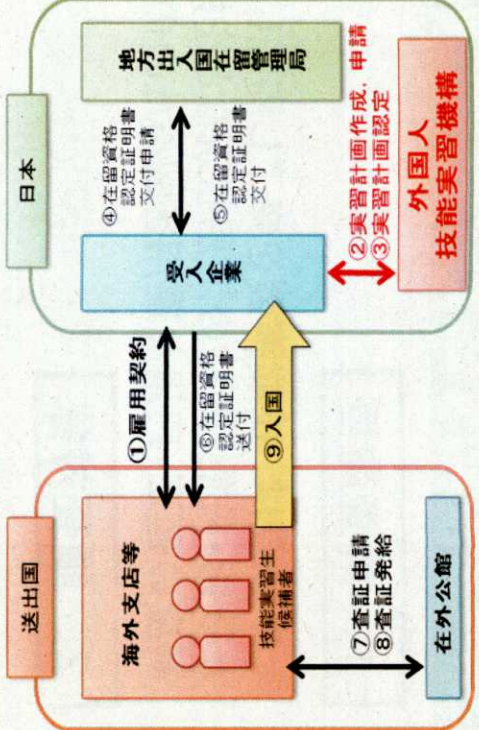
## 技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

**【団体監理型】** 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

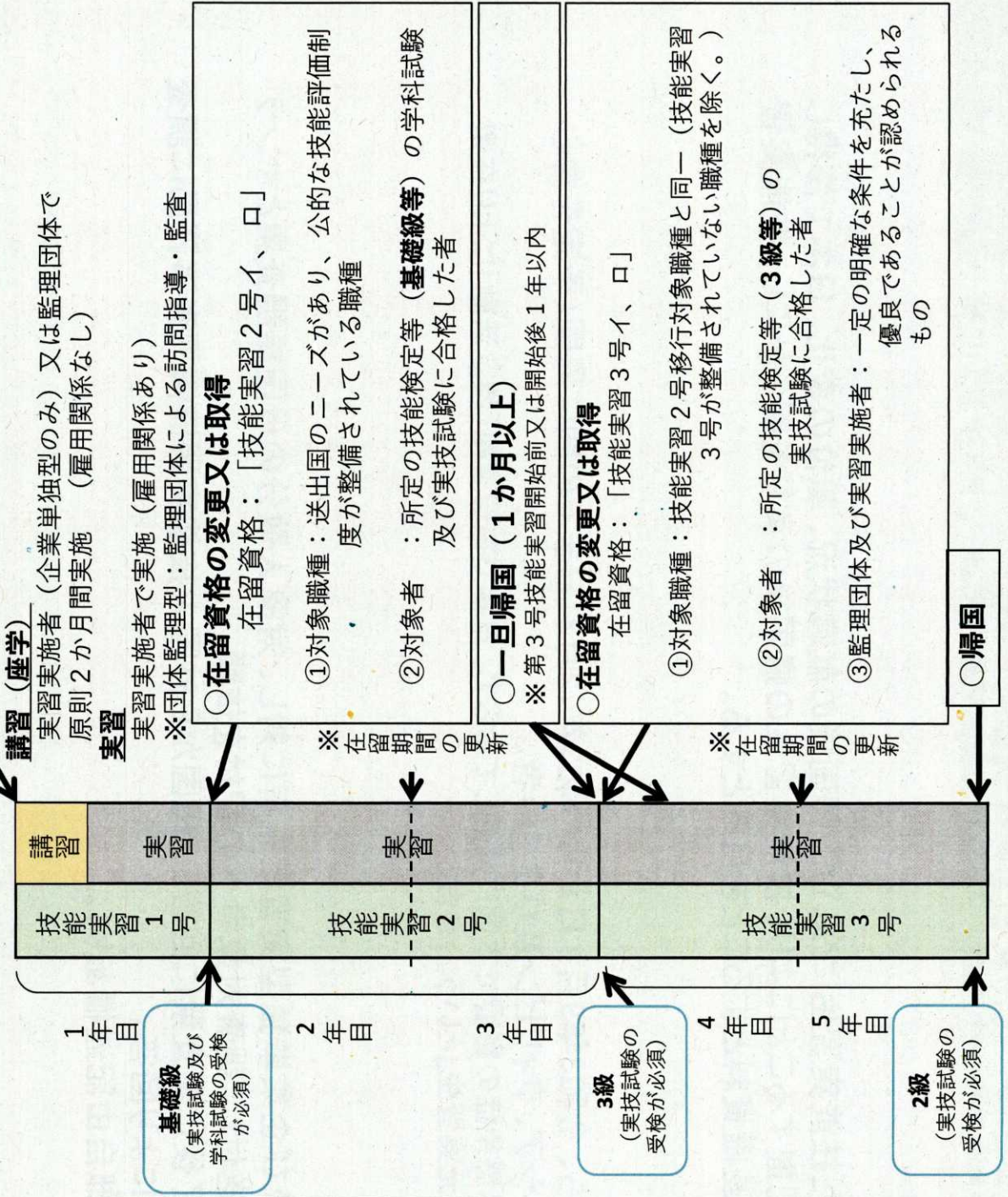


注：外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

**【企業単独型】** 日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



## 技能実習の流れ



○入国 在留資格：「技能実習1号イ、ロ」  
講習（座学）  
実習実施者（企業単独型のみ）又は監理団体で原則2か月間実施（雇用関係なし）  
実習  
実習実施者で実施（雇用関係あり）  
※団体監理型：監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得  
在留資格：「技能実習2号イ、ロ」  
①対象職種：送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種  
②対象者：所定の技能検定等（基礎級等）の学科試験及び実技試験に合格した者

○一旦帰国（1か月以上）  
※第3号技能実習開始前又は開始後1年以内  
○在留資格の変更又は取得  
在留資格：「技能実習3号イ、ロ」  
①対象職種：技能実習2号移行対象職種と同一（技能実習3号が整備されていない職種を除く。）  
②対象者：所定の技能検定等（3級等）の実技試験に合格した者  
③監理団体及び実習実施者：一定の明確な条件を満たし、優良であることが認められるもの

○帰国

※在留期間の更新

※在留期間の更新



## 1. 調査趣旨

本調査は、技能実習を修了し帰国した技能実習生について、帰国後の就職状況、職位の変化、日本で修得した技術・技能・知識の活用状況などを把握することにより、技能実習生の帰国後の実態を明らかにし、技能実習制度の適正・円滑な運用を図るための基礎資料とすることを目的とする。

## 2. 調査対象

技能実習を修了した技能実習生のうち、令和3年9月1日から令和3年12月31日までの間に帰国(予定を含む)した国籍がベトナム、中国、インドネシア、フィリピン及びタイの者。

※帰国予定であったが新型コロナウイルス感染症の影響で本国に帰国しておらず、日本で在留資格「特定活動」により在留中の元技能実習生(以下「帰国予定であった元実習生」という。)を含む。

## 3. 調査方法

- (1) 調査対象者の所属する監理団体及び企業単独型実習実施者に対し、対象人数分の母国語調査票とオンライン調査による回答方法の案内書を送付し、調査対象者への配付を依頼。
- (2) 調査対象者は帰国後又は実習修了後に調査票に回答し、母国から外国人技能実習機構調査事務局に調査票を返送、または母国からオンラインにより回答。
- (3) 回答は無記名、多肢選択方式(一部自由記述欄あり)。

## 4. 有効回答数・回収率

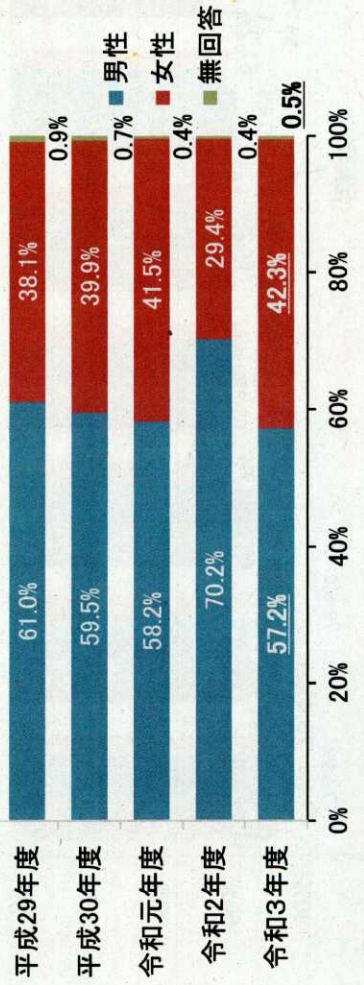
調査対象数	有効回答数	回収率
27,046	7,930 (うち「帰国していない」と回答した者は4,554)	29.3%



# 有効回答者の内訳

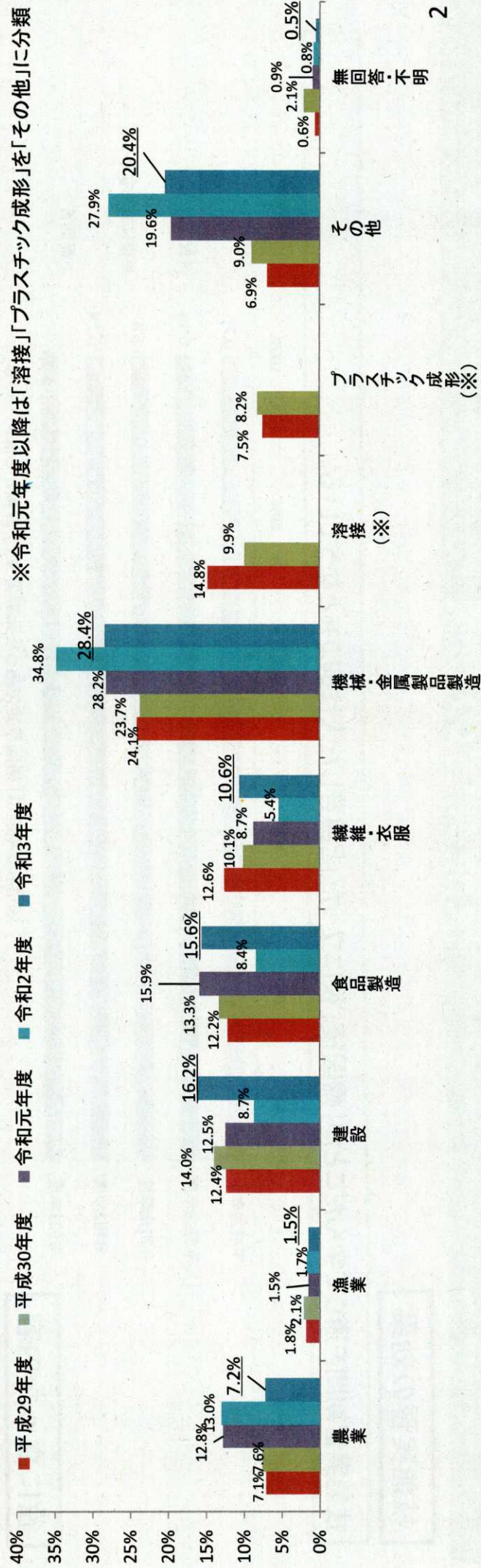
## 回答者の性別

「男性」が57.2%、「女性」が42.3%を占めている。



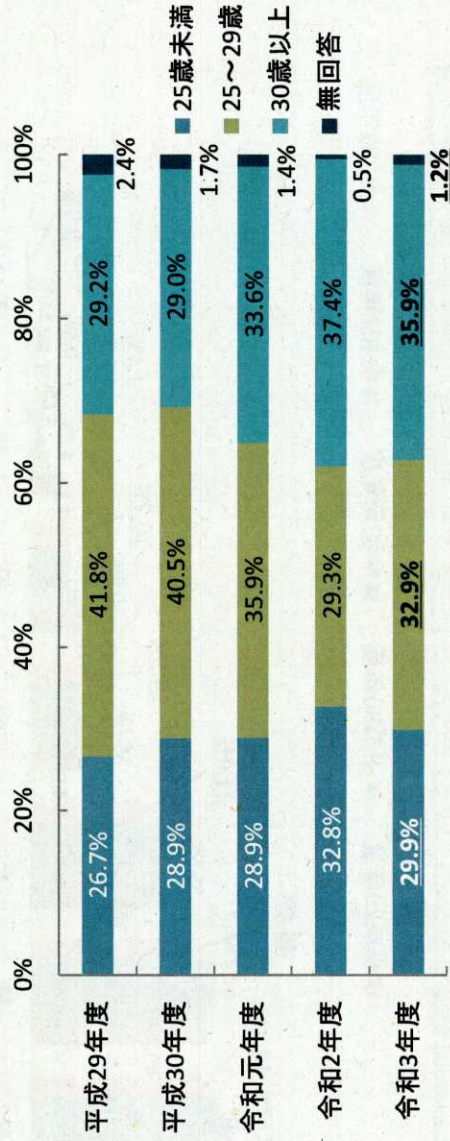
## 技能実習の職種

「機械・金属(28.4%)」、「その他(20.4%)」、「建設(16.2%)」の順で多くなっている。



## 回答者の年齢

30歳未満が62.8%を占めている。







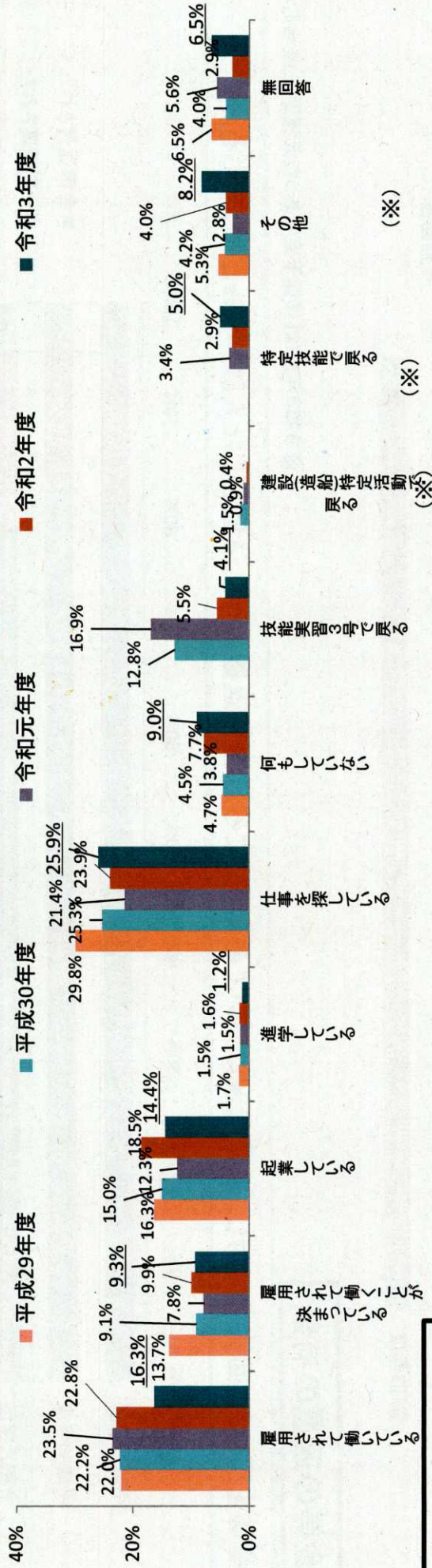


# 帰国後の就職状況

## 帰国後の就職状況

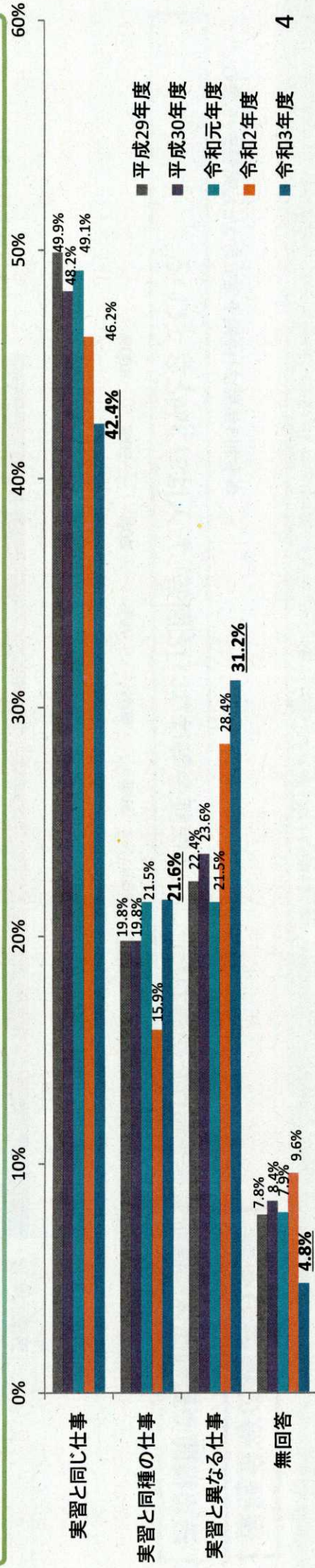
※ 「技能実習3号で戻る」は平成30年度から選択肢に追加。  
 「建設（造船）特定活動で戻る」は平成30年度から令和2年度まで選択肢に追加。  
 「特定技能で戻る」は令和元年度から選択肢に追加。令和3年度は「帰国予定であった元実習生」を含まない。

帰国後の就職状況について「雇用されて働いている(16.3%)」、「雇用されて働くことが決まっている(9.3%)」または「起業している(14.4%)」と回答した人は40.0%となっている。また、帰国後「仕事を探している」と回答した人は25.9%となっている。なお、職種別の状況はP9、国籍別の状況はP10、実習区別はP11のとおりである。



## 従事する仕事の内容

「雇用されて働いている」、「雇用されて働くことが決まっている」または「起業している」と回答した者のうち、従事する仕事の内容が「実習と同じ仕事(42.4%)」または「実習と同種の仕事(21.6%)」と回答した人は64.0%となっている。



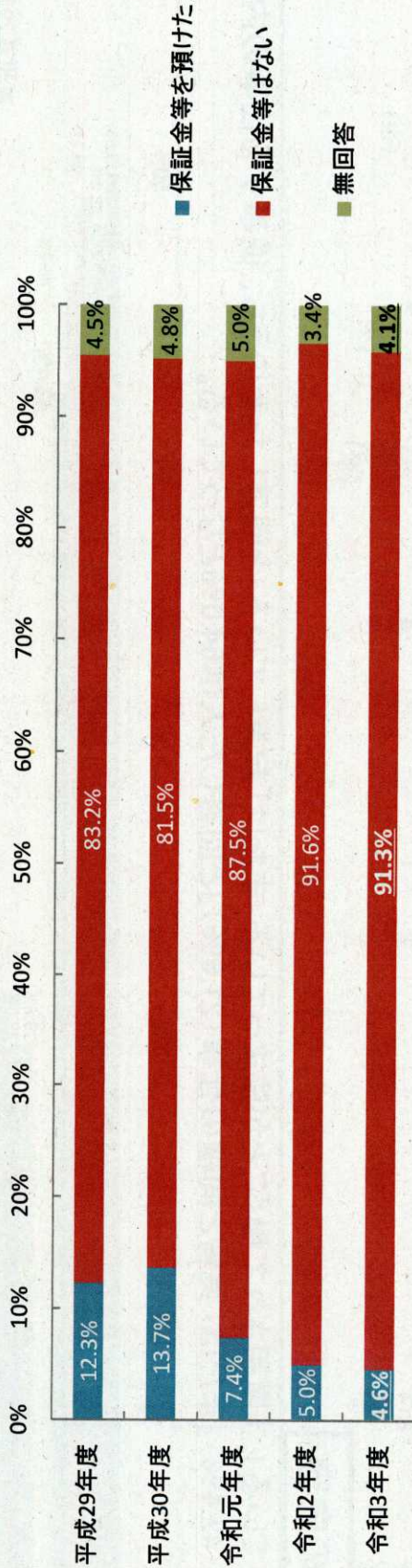


# 保証金の有無等

## 保証金等の提供の有無

※令和3年度は「帰国予定であった元実習生」を含む。

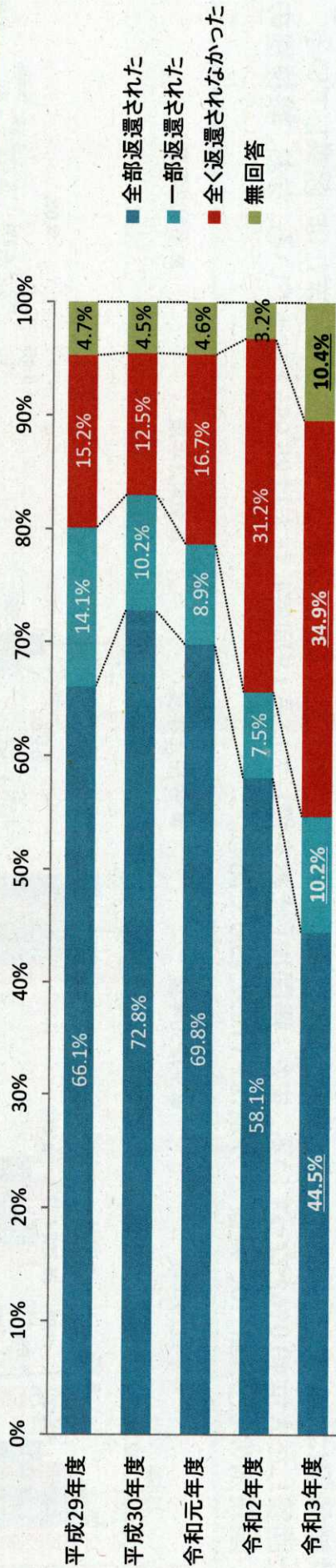
送出機関や監理団体に保証金等を預けたか尋ねたところ、「保証金等はない」と回答した人は91.3%となっている。



## 保証金等の返還の有無

※令和3年度は「帰国予定であった元実習生」を含む。

「保証金等を預けた」回答者に対し、返還状況について尋ねたところ、「全部返還された」と回答した人は44.5%となっている。



※保証金等とは、技能実習生本人または親族などから送出機関や監理団体に預ける金品、不動産などを指し、実習生本人が失踪した場合等にそれら機関に対する保障に充てられるもの。なお、日本への渡航費用などの工面のために行う借金のことはない。

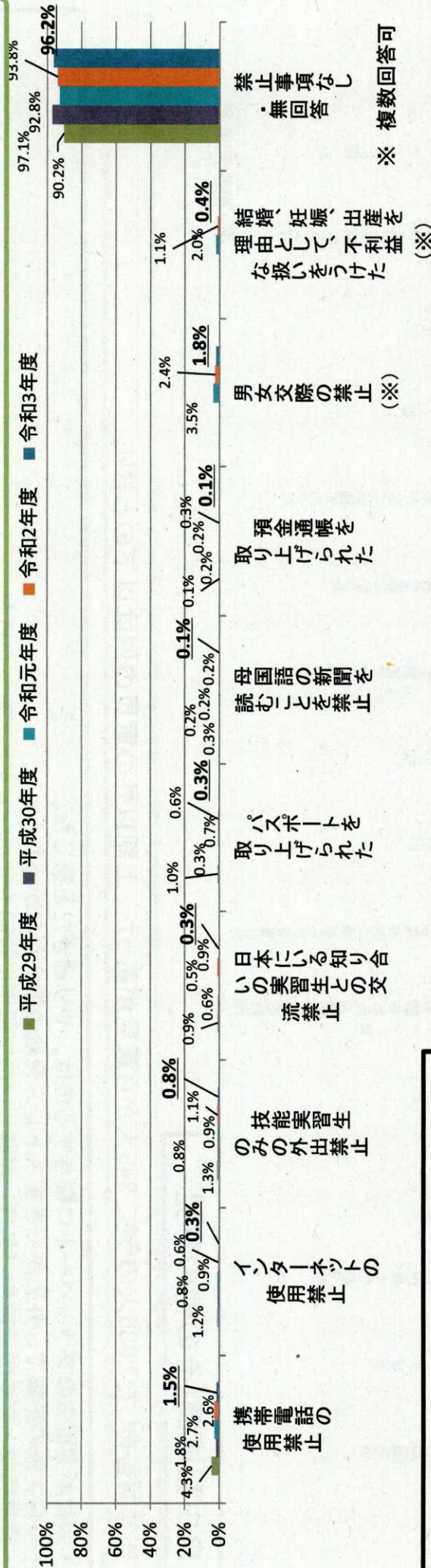


# 実習期間(在留)中の問題の有無

## 実習期間(在留)中の禁止事項

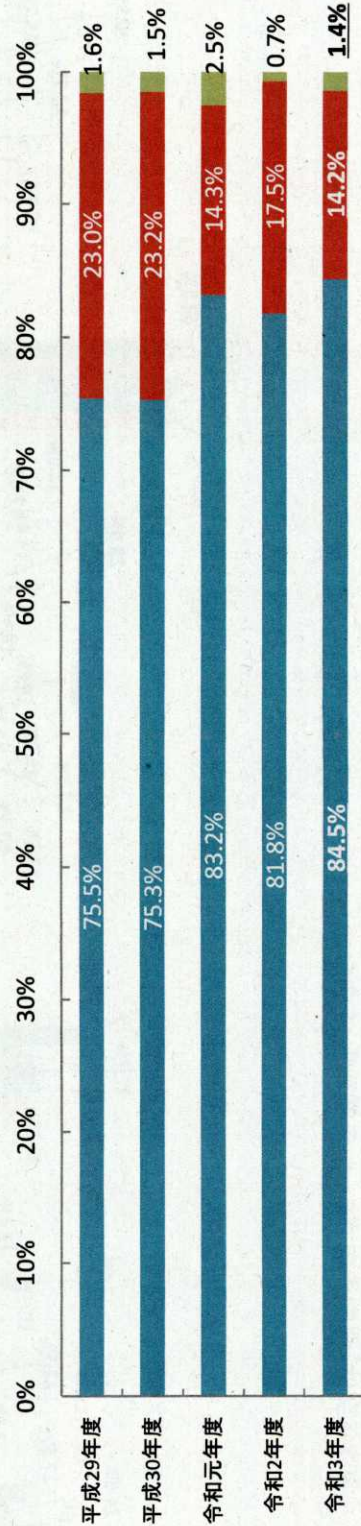
※「男女交際の禁止」及び「結婚、妊娠、出産を理由として不利益な扱いをうけた」は令和元年度から選択肢に追加。  
 ※令和3年度は「帰国予定であった元実習生」を含む。

「禁止事項がなかった」との回答(無回答を含む)は96.2%となっている。禁止事項の内容は、「男女交際の禁止」が1.8%で最も多く、「携帯電話の使用禁止」が1.5%と続く。



## 実習期間(在留)中の困ったこと

在留中にコミュニケーションの問題以外で困ったことがあったかどうかを尋ねたところ、「困ったことはなかった」と回答した人は84.5%となっている。「困ったことはあった」と回答した人の具体的な内容は、「家族と離れて寂しかった」が62.1%で最も多い。



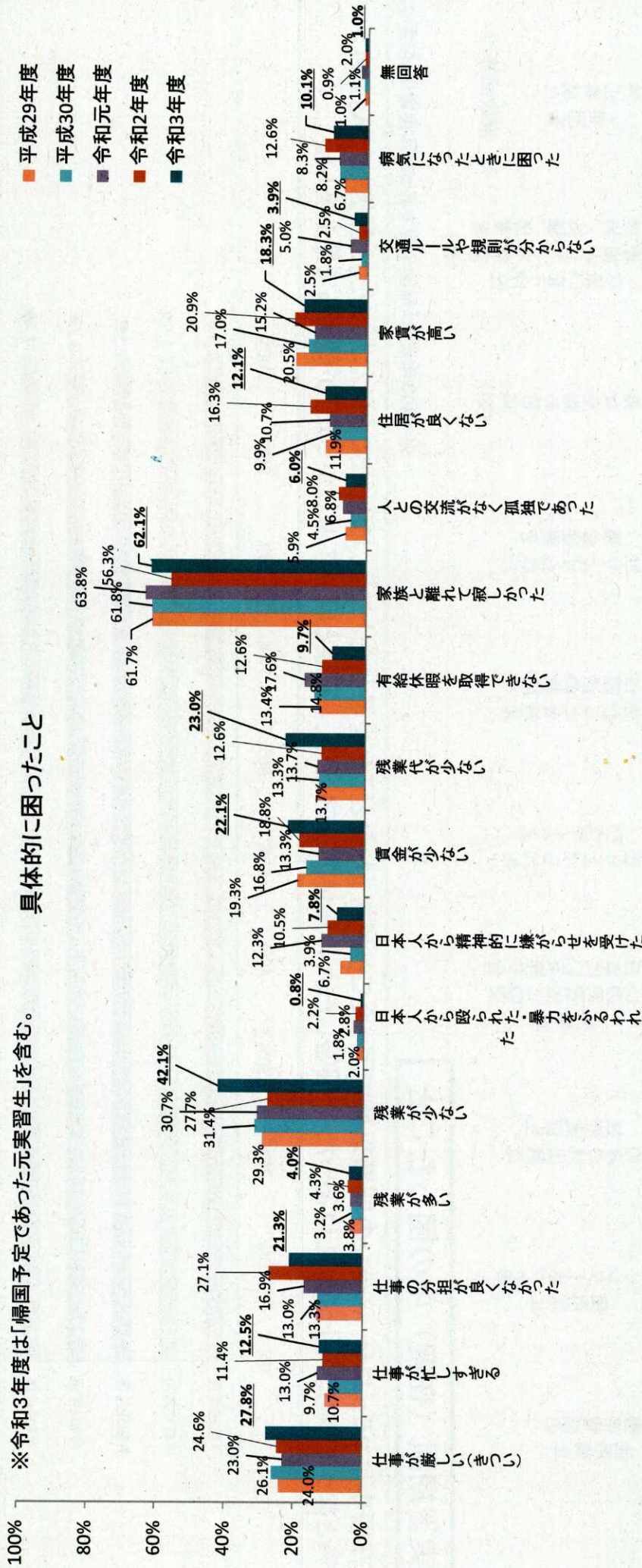
※令和3年度は「帰国予定であった元実習生」を含む。



# 実習期間(在留)中の問題

※令和3年度は「帰国予定であった元実習生」を含む。

具体的に困ったこと



※ 複数回答可

## 自由記述欄(その他の意見)

有効回答をした7,930人のうち、949人から意見があった。上記以外の意見の例は以下のとおり。

- ・ 会社が実習生のプライベートに関与するのは、やり過ぎだと感じた。
- ・ コロナ禍の影響で、外出ができずストレス発散の機会がなかった。
- ・ 源泉徴収と年金の手続き(処理)が難しいので個別に説明やサポートをして欲しかった。
- ・ 実習生というだけで、今でも軽蔑する日本人がいることがとても残念。
- ・ 日本で生活するには、税金などで引かれる金額が高いと感じた。
- ・ 食事などについては、宗教に配慮したことが分かるように表示して欲しかった。
- ・ 会社と寮までの距離が遠いなど、公共交通機関が整備されていない地域だったので、生活するのが不便であった。



# 帰国後の就職状況(全体)

## 帰国後の就職状況

※令和3年度は「帰国予定であった元実習生」を含まない。

帰国後の就職状況について、「雇用されて働いている(16.3%)」「雇用されて働くことが決まっている(9.3%)」または「起業している(14.4%)」と回答した人は、40.0%となっている。

また、「雇用されて働いている」、「雇用されて働くことが決まっている」または「起業している」と回答した者のうち、従事する仕事の内容が「実習と同じ仕事(42.4%)」「実習と同種の仕事(21.6%)」または「実習と異なる仕事(31.2%)」と回答した人が64.0%となっている。



就職状況	令和3年度 (令和2年度)
雇用されて働いている	16.3% (22.8%)
雇用されて働くことが決まっている	9.3% (9.9%)
起業している	14.4% (18.5%)
上記3つの合計	40.0% (51.2%)
進学している	1.2% (1.6%)
仕事を探している	25.9% (23.9%)
技能実習3号で戻る	4.1% (5.5%)
建設(造船)特定活動で戻る	0%
特定技能で日本に戻る	5.0% (2.9%)
何もしていない	9.0% (7.7%)
その他	8.2% (4.0%)
無回答	6.5% (2.9%)

従事する仕事の種類	令和3年度 (令和2年度)
実習と同じ仕事	42.4% (46.2%)
実習と同種の仕事	21.6% (15.9%)
上記2つの合計	64.0% (62.1%)
実習と異なる仕事	31.2% (28.4%)
無回答	4.8% (9.6%)



# 帰国後の就職状況(職種別)

	帰国後の就職状況							仕事の内容						
	農業	漁業	建設	食品製造	繊維・衣服	機械・金属	その他	農業	漁業	建設	食品製造	繊維・衣服	機械・金属	その他
雇用されて働いている	25.8%	10.0%	9.8%	14.8%	18.7%	18.5%	14.5%							
雇用されて働くことが決まっている	5.9%	8.0%	8.3%	9.5%	10.9%	10.3%	9.7%							
起業している	14.8%	10.0%	14.3%	12.5%	5.4%	13.7%	19.3%							
<b>上記3つの合計(※)</b>	<b>46.5%</b>	<b>28.0%</b>	<b>32.4%</b>	<b>36.8%</b>	<b>35.0%</b>	<b>42.5%</b>	<b>43.5%</b>							
進学している	1.3%	4.0%	0.8%	0.8%	0.4%	1.7%	1.3%							
仕事を探している	23.7%	28.0%	23.5%	30.6%	24.1%	26.8%	25.0%							
技能実習3号で戻る	3.0%	6.0%	8.1%	1.9%	1.2%	4.2%	3.6%							
特定技能で日本に戻る	4.7%	6.0%	9.0%	6.4%	2.3%	3.6%	4.3%							
何もしていない	6.8%	6.0%	8.7%	10.3%	7.8%	8.5%	10.7%							
その他	6.4%	12.0%	10.0%	6.7%	14.0%	7.6%	7.0%							
無回答	7.6%	10.0%	7.5%	6.4%	15.2%	5.0%	4.6%							
実習と同じ仕事	50.0%	28.6%	36.6%	38.6%	80.0%	44.2%	31.9%							
実習と同種の仕事	30.0%	28.6%	14.5%	30.3%	7.8%	21.7%	23.0%							
<b>上記2つの合計(※)</b>	<b>80.0%</b>	<b>57.2%</b>	<b>51.1%</b>	<b>68.9%</b>	<b>87.8%</b>	<b>65.9%</b>	<b>54.9%</b>							
実習と異なる仕事	14.5%	42.9%	40.7%	27.3%	8.9%	30.5%	39.9%							
無回答	5.5%	0%	8.1%	3.8%	3.3%	3.6%	5.1%							

(※) 四捨五入の関係で値が完全に一致しない場合がある。



# 帰国後の就職状況(国籍別)

	ベトナム	中国	インドネシア	フィリピン	タイ
帰国後の就職状況	雇用されて働いている	26.7%	5.9%	19.5%	18.4%
	雇用されて働くことが決まっている	6.1%	13.8%	5.9%	9.5%
	起業している	12.4%	3.4%	33.1%	15.3%
	上記3つの合計(※)	28.6%	43.9%	44.9%	44.3%
	進学している	0.8%	0.2%	2.6%	0.0%
	仕事を探している	26.6%	26.2%	28.3%	10.5%
	技能実習3号で戻る	5.8%	0.6%	4.7%	15.8%
	特定技能で日本に戻る	5.9%	1.3%	5.7%	18.4%
	何もしていない	10.6%	10.9%	4.2%	4.2%
	その他	8.3%	12.1%	5.4%	1.1%
	無回答	13.3%	4.8%	4.1%	5.8%
	実習と同じ仕事	43.9%	54.0%	21.3%	44.0%
	実習と同種の仕事	19.3%	30.5%	13.4%	19.0%
上記2つの合計(※)	63.2%	84.5%	34.7%	63%	
実習と異なる仕事	32.1%	15.0%	55.6%	27.4%	
無回答	4.7%	0.6%	9.7%	9.5%	
5.1%					
仕事の内容					

(※) 四捨五入の関係で値が完全に一致しない場合がある。



# 帰国後の就職状況(実習区分別)

	1号	2号	3号	
帰国後の就職状況	雇用されて働いている	17.6%	11.2%	
	雇用されて働くことが決まっている	9.8%	8.0%	
	起業している	14.0%	15.1%	
	<b>上記3つの合計(※)</b>	<b>41.4%</b>	<b>34.3%</b>	
	進学している	1.2%	1.2%	
	仕事を探している	27.6%	24.1%	
	技能実習3号で戻る	4.5%	4.2%	
	特定技能で日本に戻る	3.4%	10.4%	
	何もしていない	10.8%	9.4%	
	その他	7.3%	8.7%	
	無回答	5.9%	7.7%	
	仕事の内容	実習と同じ仕事	43.1%	42.9%
		実習と同種の仕事	22.9%	17.1%
		<b>上記2つの合計(※)</b>	<b>66.0%</b>	<b>60.0%</b>
実習と異なる仕事		29.3%	34.1%	
無回答		4.7%	5.9%	

(※) 四捨五入の関係で値が完全に一致しない場合がある。



## 1. 調査趣旨

本調査は、技能実習生を受け入れられている監理団体及び企業単独型実習実施者(以下「監理団体等」という。)について、令和2年度に帰国した技能実習生(以下「元実習生」という。)への帰国後の就職状況、就職支援・技能移転に係る支援の実態や現在、本邦に在留する技能実習生の技能等の修得等の実態を明らかにすることを目的とする。

## 2. 調査対象

監理団体等

## 3. 調査方法

- (1) 調査対象者に対し、調査票とオンラインによる回答説明書を送付
- (2) 調査対象者は外国人技能実習機構調査事務局に調査票を返送、またはオンラインにより回答
- (3) 多肢選択方式及び自由記載

## 4. 有効回答数・回収率

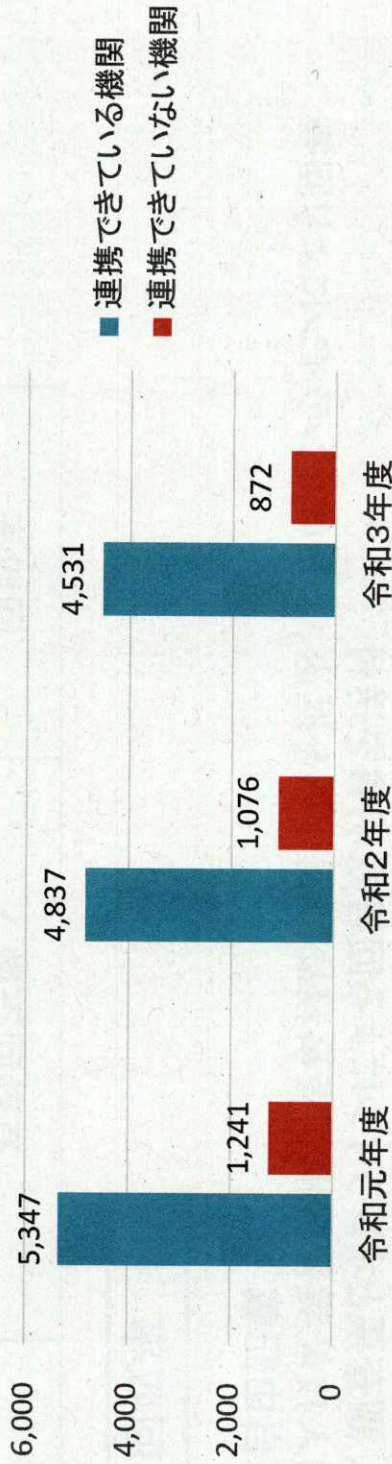
調査対象数	有効回答数	回収率
3,175	2,936	92.5%



# 元実習生の帰国後の送出国関との連携状況

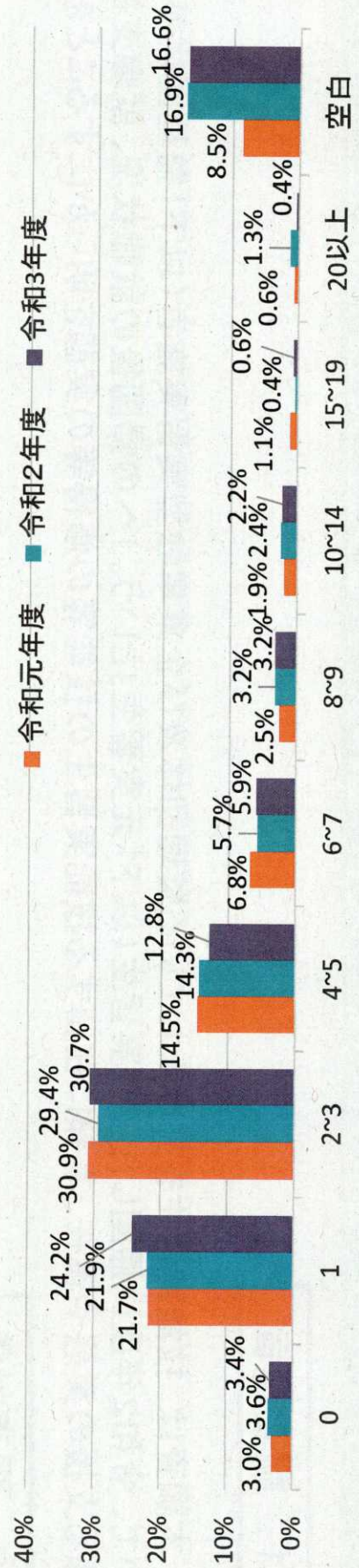
## 送出国関との連携状況

送出国関のうち、元実習生の帰国後の状況の把握等について、監理団体が「連携できている機関数」は4,531機関で、送出国関の83.9%となっている。



## 連携できている送出国関の状況

監理団体が連携できている送出国関の数について、2~3の機関と回答した監理団体が最も多く、30.7%となっている。

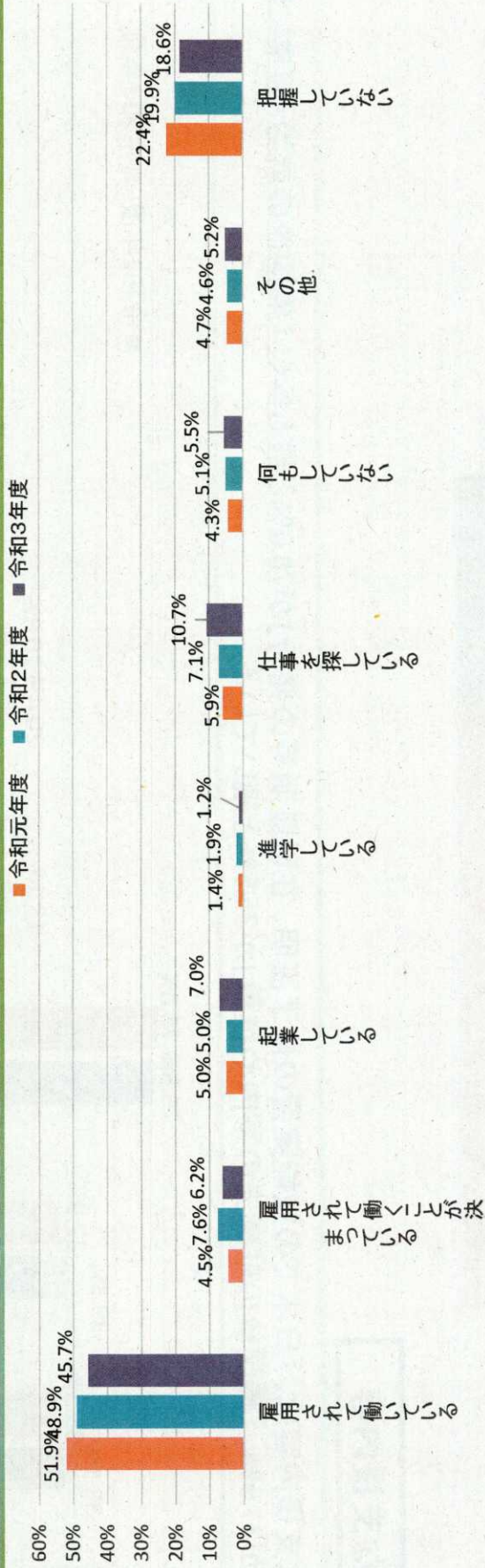




# 元実習生の帰国後の就職状況

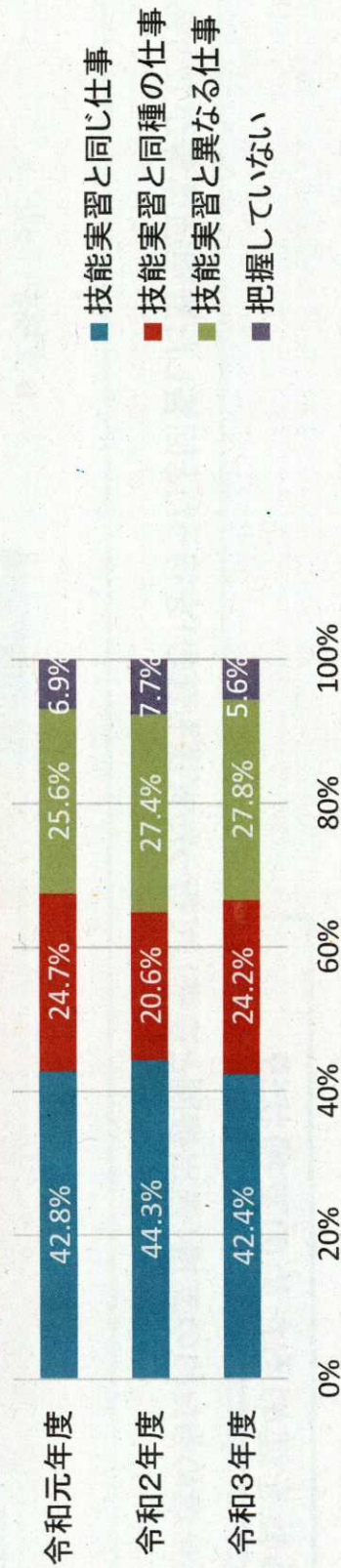
## 元実習生の帰国後の就職状況

元実習生の帰国後の就職状況について、「雇用されて働いている(45.7%)」、「起業している(7.0%)」、「起業している(45.7%)」、「雇用されて働いている(7.0%)」または「雇用されて働くことが決まっている(6.2%)」と回答した合計が58.9%となっている。



## 帰国後の仕事内容

元実習生の従事する仕事の内容が、「技能実習と同じ仕事(42.4%)」または「技能実習と同種の仕事(24.2%)」と回答した合計は66.6%となっている。

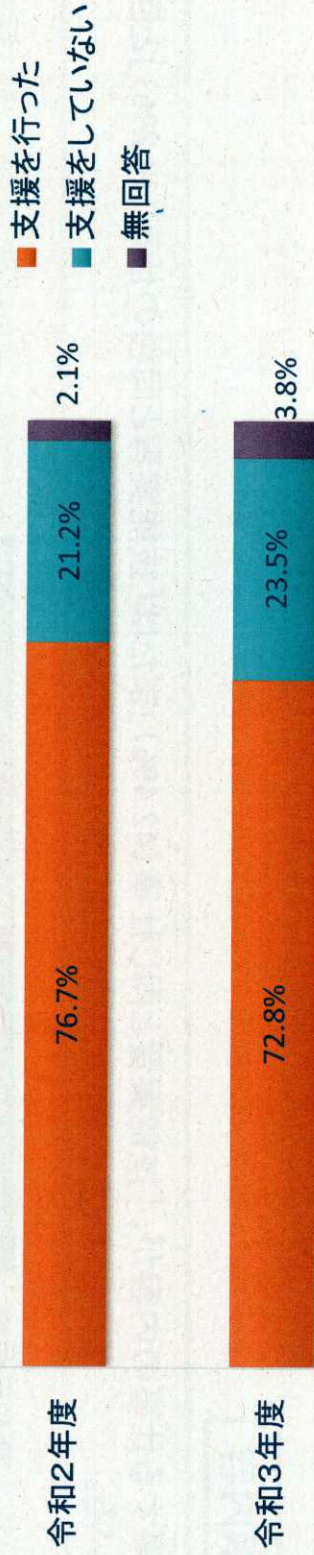




# 元実習生への帰国後の支援状況

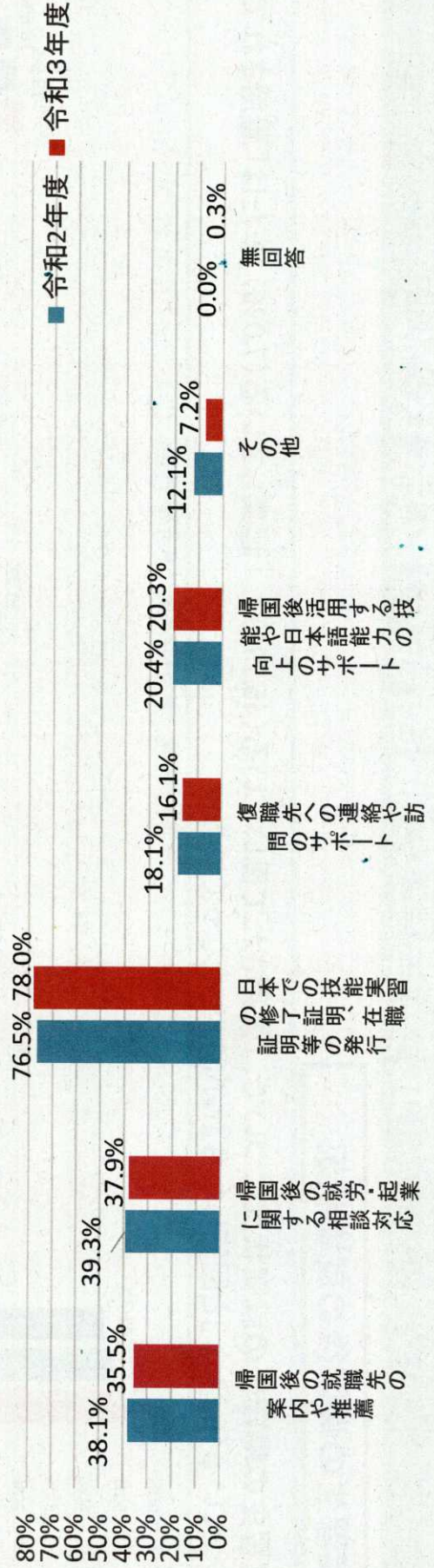
## 元実習生の技能移転を進めるための支援状況

元実習生の技能移転を進めるための支援(送出機関と連携して行った支援も含む)を行ったと回答した監理団体等が72.8%となっている。



## 具体的な支援内容

具体的な支援内容は、「日本での技能実習の修了証明、在職証明等の発行」が78.0%と最も多く、「帰国後の就労・起業に関する相談対応」が37.9%、「帰国後の就職先の案内や推薦」が35.5%と続いている。

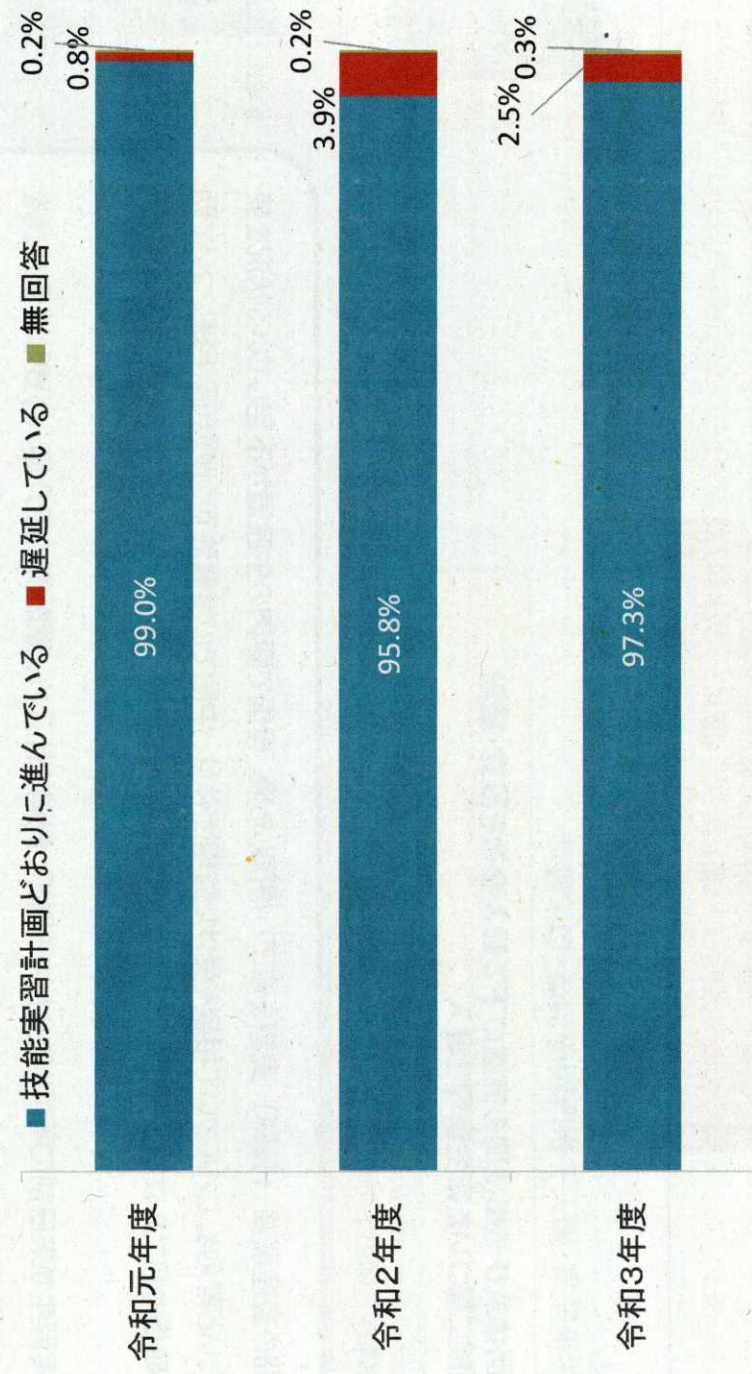




# 実習期間中の技能実習の進捗状況

## 実習生の技能実習の進捗状況について

現在、本邦に在留する技能実習生について、「技能実習計画どおりに進んでいる」と回答した監理団体等は97.3%となっている。





# 帰国後技能実習生のフォローアップ・アフターケア等に関する取組好事例①

令和3年度 調査結果

## 外国人技能実習機構

### 福島県 I 監理団体

#### 【監理団体概要】

実習生の国籍：中国・ベトナム

実習生の職種：畜産農業・耕種農業・婦人子供既製服装製造・惣菜製造

【ポイント】✓帰国後、監理団体及び送出国の支援の下で個人会社を設立・経営  
✓日本での実経験に基づいた衛生管理を導入

帰国後、監理団体・送出国の支援の下で養豚場を設立・経営

中国人元実習生は、3年間の畜産農業（養豚）実習を修了し帰国した後、母国で豚肉の生産量が不足している状況を受け、自ら畜産会社を設立したいと考えた。これについて相談を受けた監理団体は、中国での営業許可証の申請手続について助言するとともに、生産場所の確保などについて送出国を通じて支援した。元実習生は、これらの支援の下で個人会社を設立することができた。写真①②

送出国の支援により、元実習生が来日前に所属した会社から種豚、飼料の仕入れ、獣医師の紹介等、必要な業務連携を行ってもらえた。さらに同社から技術面のサポートを受けながら、一貫経営（子畜生産から育成および肥育までを一貫して行う経営）の養豚場を独立経営している。

日本のSPF農場を基準とした衛生管理の導入

元実習生の実習先では、SPF豚（※）を飼養していたため、その経験に基づき、豚コレラ等の防止対策についてなるべく日本のSPF農場と同じ措置をとっている。元実習生は、農場を拡大するよりもまずは日本のSPF農場を基準とした衛生管理を確立し、食卓まで着実に美味しい豚肉を提供する経営方針をとっている。

※SPF：Specific(特定の) Pathogen(病原体) Free(無い) の略で、あらかじめ指定された病原体を持っていないという意味。

写真①



会社外観

写真②



豚の飼育状況



# 帰国後技能実習生のフォローアップ・アプターケア等に関する取組好事例②

令和3年度 調査結果

## 外国人技能実習機構

広島県 1 実習実施者

### 【実習実施者概要】

実習生の国籍：マレーシア  
実習生の職種：機械加工

【ポイント】 ✓実習実施者が送出国での取引拡大に向けて、自ら元実習生のフォローアップを実施

### 実習実施者の取引拡大に繋がる帰国後のフォローアップ

実習実施者は、マレーシアの提携企業から従業員を受け入れ、提携交流の促進や取引拡大への寄与などを目的として技能実習を行っている。

元実習生は、約5年間の機械加工（フライス盤）実習を修了し帰国した後、送り元企業に管理職として復職した。

実習実施者は元実習生の帰国後も、オンラインで技能的な質問に対応する体制を作っており、またオンライン会議ソフトによる定期ミーティングを月1回実施することで、フォローアップや情報共有を行っている。

実習実施者は、このような継続的なサポートにより提携企業の技術レベルの向上をはかり、より難易度の高い業務を依頼できるようにすることで、現地での取引拡大を目指している。

### 日本で学んだ知識や技能を現地スタッフに普及

元実習生は、日本での実習中に学んだ職場での時間厳守、5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）に基づいた整理整頓などについて、管理職として現地スタッフに指導している。また、自身が日本で習得した機械加工技術をスタッフも習得できるように指導し、スタッフ自身で機械加工を行えるようになるまで教育するなど、知識や技能を現地で の普及に貢献している。

時間厳守・5Sが大切



制御盤操作をしている元実習生



# 帰国後技能実習生のフォローアップ・アフターケア等に関する取組好事例③

令和3年度 調査結果

## 外国人技能実習機構

### 茨城県 N 監理団体

#### 【監理団体概要】

実習生の国籍：中国・カンボジア・ミャンマー  
実習生の職種：内装仕上げ・耕種農業・金属プレス加工・工業包装

【ポイント】 ✓ 送出国と協同で帰国者の人材データベースを構築し、就職支援  
✓ 帰国後の元実習生のさらなる技術習得のため、再来日の機会を提供

#### 日本で「生産者の責任」を学ぶ

元実習生は、3年間の耕種農業の実習を行い、復職した際に、実習での経験が評価され管理職として採用された。現在は品種開発、生産管理、対外交流の業務に従事している。

元実習生は、日本の実習先の農家で聞いた「生産者の責任」という言葉が印象に残っているという。花は生きているので、出荷まで大切に育てなければならぬだけでなく、出荷の際にもたくさん気をつけなければならぬことがあり、花に対する考え方が変わった。

#### 帰国者人材データベースによる就職支援

監理団体は、中国、カンボジア、ミャンマーの送出国と協同で帰国者の人材データベースを構築し、帰国後の元実習生の就職等の支援を行っている。監理団体が出資し整備したネットワークに帰国者の情報を登録し、送出国が窓口となることで、関係企業間での情報交換や就職・転職の推薦等に活用している。

#### 帰国後、更なる技術修得を希望する者へ再来日の機会を提供

監理団体は、中国の関係機関と連携し、帰国後更なる技術取得を希望する元実習生に対して、1～3か月間の再来日による研修の機会を提供している。元実習生にとって、過去に身につけた技術を更新することができる貴重なチャンスであり、母国において更なる活躍が期待できる取組である。監理団体はこの取組にあり、ビザ申請に関する全ての手続き、宿泊施設の提供、短期研修企業との連絡調整等の総合的な支援を行っている。

生産者として  
責任を持つこと



栽培視察の指導状況



# 技能実習期間中の課外活動に関する取組好事例①

令和3年度 調査結果

## 外国人技能実習機構

東京都 R 監理団体

### 【監理団体概要】

実習生の国籍：ベトナム、中国、ミャンマー、インドネシア、フィリピン、カンボジア  
 実習生の職種：そう菜製造業、ビルクリーニング、自動車整備、建設関係、牛豚食肉加工、介護

### 【ポイント】 ✓気軽に日本語を学習できるアプリを開発

✓監理団体がアプリを通して日本語学習の進行状況を把握し、フォローを図る

### アプリ開発会社と共同で、日本語学習アプリを開発

監理団体はアプリ開発会社と共同で、2019年に技能実習生の日本語学習アプリを開発した。写真①②  
 アプリの言語は、ベトナム語、中国語、ミャンマー語、カンボジア語、英語に対応している。内容は主に日本語能力試験（N4～N2）向けの練習であり、さらに自動車整備の専門用語が学べる「整備アプリ」、介護の専門用語が学べる「介護アプリ」も開発している。  
 アプリでは、絵入りの単語や文章が書かれたフラッシュカードを1枚ずつ表示させて、音声を再生したり、自分の発音を録音して日本人の発音と比較したりでき、最後にトライアルテストも受けることができる。

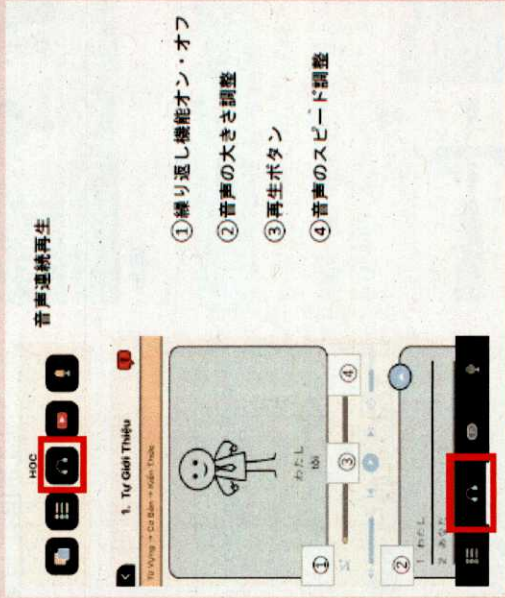
監理団体はこのアプリを通して各実習生の日本語学習の進行状況を把握し、実習実施者に対して月1回情報提供している。

### 実習生からの声

アプリを使用した実習生からは、スマホを使って勉強できるので時間や場所を問わず学習できる点や、時間つぶしのゲーム感覚で気軽に使える点が好評を得ている。

監理団体は、今後も実習生のニーズに添って改良していきたいと考えている。

写真①



写真②





# 技能実習期間中の課外活動に関する取組好事例②

令和3年度 調査結果

## 外国人技能実習機構

### 石川県 I 監理団体

#### 【監理団体概要】

実習生の国籍：インドネシア

実習生の職種：漁船漁業

【ポイント】 ✓屋内でできる活動として自作のカレンダーを作成し、母国の家族に送る  
✓バンドを結成し社会福祉施設などを訪問、コロナ禍では代わりに字幕入りのDVDを作成し配付

#### 実習生が描いた故郷の絵でカレンダーを作成し、母国の家族に送る

これまで実習生は課外活動として、地域のスポーツ大会や祭りなどのイベントに参加していたが、コロナ禍の影響で屋外活動ができなくなった。そこで、監理団体と付き合いのあるNPO法人が、屋内でできる自作のカレンダー作りを提案した。実習生が描いた故郷の絵や、母国語で書いた「簡単に諦めるな、学び続ける」などといったメッセージを、NPO法人がコンピュータに取り込んで編集し、カレンダーのデータを作成した。データは各実習生から本国で待つ家族に送付された。また、投票で選ばれた優秀作品は、コロナ禍において食料支援をしてくれた在日インドネシア大使館にも寄贈された。写真①②

写真①



写真②



写真付きのカレンダー

#### バンドを結成し、社会福祉施設などで演奏

漁業の実習生たちによりバンドが結成され、高齢者福祉施設などを訪問して演奏活動を行っている（2020年2月上旬まで）。この活動は、実習生と地域住民との交流の機会となるだけでなく、実習生自身の心の安定や健康維持などの効果が期待できる。一旦漁に出ると、船内生活における人間関係で気持ちが悪くなり不安定になりがちだが、歌やダンスをすることで気分転換になる。また、船内では昼夜逆転の生活になるが、課外活動により生活リズムを整えることで、健康維持の効果も期待される。2020年2月中旬以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により訪問演奏は中止となったが、代わりにNPO法人が演奏や踊りの字幕付きDVDを作成し、希望する施設などに配付することとした。また、DVDを帰国時のお土産として持たせたところ、実習生たちに喜ばれた。写真③

写真③



演奏風景



# 技能実習期間中の課外活動に関する取組好事例③

令和3年度 調査結果

## 外国人技能実習機構

### 高知県 K 監理団体

#### 【監理団体概要】

実習生の国籍：ベトナム、カンボジア  
実習生の職種：耕種農業、畜産農業

- 【ポイント】
  - ✓ ボランティア活動を通して地域住民の理解を得た
  - ✓ 中小企業団体中央会主催の日本語教室を活用、希望する実習生には漢字教室を開催

#### 地域のボランティア活動に参加し、地域住民の理解を得た

実習生たちは課外活動の一環としてサッカーチームを結成し、普段は公園のコートで練習をしているが、ある時監理団体に、隣のゲートボール場を利用して地元高齢者から、「見慣れない人たちがいて怖い」という声が寄せられた。実習生たちは監理団体からの提案を受け、その高齢者の方々がボランティアで行っている公園の芝刈りを手伝うことにした。その結果互いにコミュニケーションが取られるようになり、地元高齢者の不安も解消された。  
監理団体ではこのほか、入国後の研修の際に、実習生に公園の清掃などの地域ボランティア活動に参加してもらっている。高齢者が多い地域では、自宅まで行って粗大ゴミを運び出す作業を手伝うなど地域住民の手助けをしている。

写真①



使用しているテキスト

写真②



浴衣姿の実習生

#### 日本語教室を開催、希望者には漢字教室も

監理団体では、高知県中小企業団体中央会の制度を利用して日本語教室を開催している。2021年には合計18名の実習生が参加し、週末2時間ほどのテキストを使用した授業が全10回開催された。写真①  
中央会の日本語教室は初級レベルの内容であるが、さらに上級レベルの内容を希望する実習生に対しては、監理団体が自ら漢字教室を開催している。監理団体の連絡網等を通じて希望者を募り、一定の人数が集まった際には、実習実施者の繁忙期を避けて実施している。

#### 監理団体主催で県内旅行を実施

コロナ禍の影響でイベントなどが制限されたことを受け、監理団体は県内での旅行を実施した。旅行は2回に分けられ、実習生全員が参加できるように配慮された。県内の名所などを回り、旅館に宿泊する旅程が組まれ、実習生にとって楽しい思い出になったほか、実習生どうしが仲良くなる機会にもなった。写真②



## 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

外国の送出機関については、法令でその要件が定められていますが、外国の送出機関として、より適正に業務を行い、意欲の高い技能実習生候補者を送り出すために、進んだ取組みを行っている送出機関もあります。今回、外国人技能実習機構（機構）では、これらの進んだ取組みを行っている送出機関を見極めるポイントを、実際に送出機関が取り組んでいる事例とともに、送出機関の要件ごとにまとめましたので、ぜひお役立てください。

また、優良な送出機関の事例については、監理団体の皆さま同士でも情報交換することをおすすめします。

### ◎外国の送出機関の要件とポイント

#### 1. 認定送出機関又は公的機関からの推薦を受けていること

〔送出国がMOC（二国間取決め）作成国の場合〕  
機構HPで公表されている認定送出機関ですか？

アクセスはこちら



✓ 機構HP内の外国政府認定送出機関一覧を確認しましょう。

〔送出国がMOC未作成国の場合〕  
所在国もしくは所在地域の公的機関からの推薦状を有していますか？

✓ 送出機関の担当者に問い合わせ、写しを確認しましょう。

#### 2. 制度の趣旨を理解している者を適切に選定し、送出を行っていること

受け取った求人に対し、送出機関はどのような手段・過程で募集や選考を行っていますか？

✓ 送出機関が、SNS（Facebook、TikTok、Zalo等）やHP上でやっている募集広告などを確認し、仕事内容や報酬、技能実習開始までの流れなどについて適切に説明しているか確認しましょう。

✓ 送出機関にも直接、確認しましょう。

“送出機関名”

検索



## 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

- 送出機関は、募集に際し、技能実習制度の趣旨をどのように説明していますか？
- 送出機関は、募集に際し、帰国後に成果を発揮する意欲の高い技能実習生候補者をどのように確保していますか？
- 送出機関は、求人条件（就業場所、就業時間、賃金（税金・社会保険料による控除を含む）、業務内容、日本での生活等）や、日本で失踪することにより生じるリスク等について、どのように説明していますか？
- 技能実習生候補者は実際に、上記内容を十分理解していますか？
  - ✓ 送出機関から技能実習生候補者に対して実際に行っている説明を聞いてみましょう。
  - ✓ 技能実習生候補者本人にも、本人が技能実習制度の趣旨を十分に理解しているか確認してみましょう。
  - ✓ 技能実習生候補者本人にも、本人が帰国後のキャリアプランを描けているか確認してみましょう。
  - ✓ 技能実習生候補者本人にも、本人が求人条件や失踪のリスク等について十分に理解しているか確認してみましょう。
- 送出機関は、求人情報と技能実習生候補者のマッチングをどのように行っていますか？
  - ✓ 送出機関が、どのような職種や業務、賃金の技能実習であっても、即座に内容を受諾する様子はないか、また、技能実習生候補者の希望や事情も踏まえてマッチングを行っているかなど、技能実習生候補者と実習実施先のマッチングを真剣に考えているのかを確認しましょう。



## 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

- 悪質なブローカーを介在させるなど、技能実習生候補者の費用負担の増大につながる方法により技能実習生候補者の確保が行われていませんか？
- ✓ 送出機関に「技能実習生の採用にあたり、ブローカーが技能実習生に多額の仲介手数料の徴収を行っていないか」を尋ね、悪質なブローカーの介入がないことを確認してみましょう。
- ✓ 技能実習生候補者に「送出機関に登録するにあたり、ブローカーを利用し、多額の金銭を支払っていないか」を尋ね、悪質なブローカーの介入がないことを確認してみましょう。

(参考)

日本とベトナム政府とのMOCでは、送出機関がブローカーの介入を許容する行為を禁止しています。

### 送出機関の取組事例

〔事例1〕

募集説明会を毎週開催し、参加者全員にメンターを付けている。そして、参加者には、あらゆる疑問を解消した上で、自らの意思により登録するよう求めている。また、技能実習生候補者を募集するにあたり、次のように、送出機関独自の取次ぎ方針を定め、その方針に賛同する者のみを選定している。

#### 送出機関独自の取次ぎ方針

準備機関（※）において日本語教育やビジネスマナー教育、キャリアプラン教育等を約1年間行い、その間に適切な実習実施者とのマッチングを行う。



## 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

### 送出機関の取組事例

#### 〔事例2〕

送出国の国立職業訓練校を準備機関（※）として提携している。この訓練校のカリキュラムは、日本の技術資格をベースに開発されていることに加え、送出機関においても同資格をもとにe-learningテキストや動画コンテンツを作成し、この訓練校の生徒に自習用教材として提供している。つまり、技能実習生候補者は、日本に高い関心を持ち、訓練校で学んだ日本の知識や技術をさらに深く身につけたいと考える者の中から選抜されることとなるため、意欲の高い技能実習生候補者の確保ができています。

※ 準備機関：技能実習生になろうとする者の外国における準備に関与する外国の機関をいい、例えば、外国で技能実習生になろうとする者が所属していた会社や、技能実習生になろうとする者を広く対象とするような日本語学校を経営する法人、旅券や査証の取得代行手続を行う者などが含まれる。

#### 〔事例3〕

技能実習生候補者との面接選考について、一般的に監理団体が行うケースもあるところ、実習実施者が送出国に赴き直接選考を行うようにしている。これにより、実習実施者が技能実習生候補者の性格や趣味など個々の状況をあらかじめ詳しく知ることができ、その上で選抜を行うことができる。そのほか、実習実施者は「自身が選んだ技能実習生」、技能実習生は「実習実施者に選ばれた」という意識が生じ、入国前から実習実施者と技能実習生の間で、責任感や信頼関係を育むことができています。

また、実習実施者に技能実習生候補者の家族と面談を行った上で受入れを決定させている。技能実習生候補者の家族は、実習実施者と会うことで、安心して技能実習生を日本に送り出すことができ、これにより失踪等のトラブルも少なくなっている。

#### 〔事例4〕

送出国政府が管轄する職業訓練校複数校を準備機関として活用し、技能実習生候補者を主として同校の卒業生から直接選抜することで、ブローカーの介入や職歴・教育歴の詐称を防止している。



## 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

### 3. 技能実習生候補者から徴収する手数料その他の費用について算出基準を明確に定めて公表するとともに、本人にも明示して十分に理解させていること

- 費用の算出基準はどのようになっていますか？内訳に不明な点はありませんか？
  - ✓ 算出基準や支払名目が不明瞭な点がある場合には、送出機関に説明を求めましょう。
- 送出機関は費用の算出基準をどのように公表し、また、どのように技能実習生に理解させていますか？
  - ✓ 送出機関による公表手段や公表内容を確認しましょう。  
(紙面交付、募集パンフレット記載、インターネット掲載 等)
  - ※ 各国の言語のHP等についても、ブラウザの自動翻訳機能などを活用して確認することが効果的です。
  - ✓ 技能実習生にも、費用に関する送出機関とのやり取りについて確認しましょう。
- [送出機関及び監理団体に変更がない場合]  
「技能実習3号口」に移行するベトナム人技能実習生からサービス手数料を徴収していませんか？
  - ✓ 技能実習3号口移行時にベトナム人技能実習生に対して「送出機関からサービス手数料を徴収されていないか」を尋ねるようにしましょう。

(参考)

ベトナム政府の規定では、団体監理型技能実習における技能実習2号から3号に移行する際、監理団体及び送出機関に変更がない場合、送出機関は技能実習生からサービス手数料を徴収できないこととされています。







## 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

- 帰国後の技能実習生に対する就職先のあっせん実績や現在のあっせん可能な就職先、その他支援方法はどのようになっていますか？

### 送出機関の取組事例

#### 〔事例1〕

帰国前の技能実習生に対して、オンライン方式で面談を行い、帰国後の進路やキャリアに関する相談を受けているほか、帰国後の技能実習生に対しては、希望に沿った分野で、グループ会社の就職支援コースを紹介している。

#### 〔事例2〕

日本での実習により修得した能力・知識・技術を活かし、独立開業したい技能実習生を支援している。例えば、自動車整備工場を独立開業したい技能実習生に対して、開業資金融資や自動車リース、自動車保険等の送出機関のグループ会社が一丸となって、帰国後の技能実習生の夢が実現するよう応援している。

5. 帰国した技能実習生による技能等の移転状況等について日本側が行う調査に協力すること・その他日本側からの要請に応じること

6. 送出機関又はその役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと

7. 送出国の法令に従って事業を行うこと

- ✓ 日本の関係法令についても情報収集し理解しているか確認しましょう。



## 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

### 8. 送出機関又はその役員が、以下の行為を過去5年以内にしてい ないこと

- ・ 保証金の徴収等により、技能実習生や技能実習生の関係者（※）の金銭その他の財産を管理する行為
- ・ 技能実習に係る契約の不履行の際に金銭その他の財産を支払う契約をする行為
- ・ 技能実習生等の人権を侵害する行為
- ・ 技能実習の実施等に係る許可を受けさせる目的で、技能実習関係の文書を偽造する等の行為

※ 技能実習生の関係者：技能実習生又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者

- （技能実習生等との契約書実物を確認し）技能実習生等に不利な条項が含まれていませんか？
- 技能実習生の職務履歴書等、送出機関が作成した書類について、技能実習生に内容を確認・理解させた上で、署名させていますか？

✓ 送出機関による書類作成のプロセスを確認しましょう。

✓ 送出機関が作成した書類について、送出機関から十分な説明があったか、内容を理解した上で署名したかを、技能実習生にも確認しましょう。

※ なお、監理団体が送出機関と、契約の不履行についての違約金契約やキックバックなどの不当な利益を得る契約を締結した場合は、監理団体の監理許可が取り消されることがあります。



## 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

9. 技能実習生等が技能実習に関連して、保証金の徴収等により金銭その他の財産が管理されていないことや契約不履行の際に金銭その他の財産を支払う契約をしていないことについて、技能実習生から確認すること

✓ 送出機関が技能実習生に対して上記を実施したか確認しましょう。

10. その他、技能実習の申込みを適切に監理団体に取り次ぐために必要な能力を有すること

□ 送出機関が実施する入国前教育は適切な内容となっていますか？

✓ 以下の点を送出機関に確認しましょう。

- ・ 具体的にどのように入国前教育を行っているか。
- ・ 入国前教育のカリキュラムはどのようなものか。
- ・ 教育を効果的に行うためにどのような工夫をしているか。
- ・ 日本語は、どの程度のレベルまで修得可能か。
- ・ 日本語教師の資格を有している者はいるか。
- ・ 送り出す人材の日本語能力について、正確な情報を提供しているか。
- ・ 教育の内容に見合った費用となっているか。

※ 入国前教育が充実している送出機関で教育を受けた技能実習生は、日本入国後の文化や言語のギャップが少なくなるため、スムーズに技能実習を開始することが可能です。



## 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

- 技能実習を行っている間、技能実習生を適切にサポートしていますか？
  - ✓ 監理団体と協力して、速やかに技能実習生からの相談に対応できる体制が確保されているか、確認しましょう。
  - ✓ 技能実習生に何らかの問題が生じた際に、監理団体との連絡・協議のための体制を構築しているか、確認しましょう。
- ※ 日本に駐在事務所や支社を置いているなど、日本国内に駐在員がいる送出機関であれば、定期的あるいは、万が一のトラブルの際に迅速に技能実習生の元を訪れ対応することが可能です。

### 送出機関の取組事例

#### 〔事例1〕

入国前教育に、キャリアプラン教育として、送出国での実際の求人情報を活用し、帰国時点の日本語能力試験の取得級によって就職先の選択肢に違いがあることや、日本語能力次第で帰国後(～定年)の収入の見込みに差が生じることを理解してもらっている。このキャリアプラン教育の結果、入国後の日本語能力試験の受験率は向上し、入国後半年も経たずにN3に合格する技能実習生も輩出した。

また、その他の入国前教育として、トラブルの事前防止の為に実例を元にして、技能実習生候補者に主体的に考えさせるケーススタディも行っている。例えば、食品製造業の実習に従事する予定の技能実習生候補者に対しては、作業場でアクセサリーを付けると、異物混入の可能性が生じる等、作業場のルールを守らなかった場合に生じるリスクについて教育を行っている。

#### 〔事例2〕

帰国後の技能実習生に入国前講習の講師になってもらい、来日前の技能実習生に対し、技能実習実施先での技能実習事例を紹介してもらったり、試験圃場等にて農業の実技指導を行ってもらったりすることで、来日後の日本式農業実習を円滑に開始できるように工夫している。また、日本語講習を最低6か月実施することにより、N4、N5レベルで来日させることができています。



## 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

### 送出機関の取組事例

#### 〔事例3〕

技能実習生が送出機関のメンター社員や日本連絡事務所のスタッフと連絡を取れるよう連絡体制を整えている。入国前から、技能実習生と送出機関職員や送出機関の日本事務所との間で、密なつながりを作り、信頼関係を構築することを意識している。そうすることで、日本入国後も、業務連絡だけでなく、日々の出来事なども気軽に送出機関職員に連絡しやすい雰囲気や体制を作ることが可能となっている。技能実習生が日頃の本音を送出機関職員に伝えやすい環境となっていることから、火種が小さいうちから相談ができ、ある日突然大きなトラブルが発生することを防いでいる。

また、技能実習生の生活態度や性格の特徴を、送出機関での研修を受けていた際の様子から把握し、日本の実習実施者にあらかじめ伝えることで、実習実施者に技能実習生の特性を知ってもらい、より技能実習生の人柄に寄り添った業務指導をしていただくようにしている。

そのほか、技能実習生に問題が生じた際には、個別に対応し、技能実習生をサポートしている。技能実習生が入院をした際は、送出機関日本事務所から入院先へのお見舞いを行っているほか、送出機関から技能実習生の家族に連絡し、随時入院状況の報告を行い、技能実習生や技能実習生の家族の不安を取り除くようにしている。

#### 〔事例4〕

送出機関の日本事業部が技能実習生とその家族、実習実施者、監理団体の全連絡先を把握し、いつでも連絡がとれる体制を構築している。家族とは、技能実習生の出国前に顔合わせを行う等、コミュニケーションを密に取っている。入国直後や実習開始直前、開始後1か月程度、移行試験前等、技能実習生が不安を抱えやすいタイミングにはより密に連絡を取ることで、技能実習生が「一人ではない」と感じられ、実習に安心・集中して取り組めるように工夫している。また、災害時には、日本語と送出国の母語を扱える日本人社員から正確な情報を提供している。

#### <災害時のフォロー体制>

- ①技能実習生の安否確認
- ②送出機関社内のSNS連絡網において情報共有
- ③本国の家族へ技能実習生の安否を報告





## オンライン通話 (Zoom) での相談対応を始めます

これまでの電話、メールによる母国語相談に加え、ウェブ会議システムZoomを利用して、オンライン通話による音声相談ができるようになります。電話番号を持っていなくても、Wi-fi環境下でインターネット回線を使用して相談ができます。

8カ国語に対応していますので、是非、お気軽にご相談ください。

(ベトナム語、中国語、インドネシア語、フィリピン語、英語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語)

※事前にメールアドレスの取得が必要になります。またスマートフォン、タブレットをご利用の方はZoomアプリのダウンロードが必要になります。

※お金はかかりません。

※ウェブカメラをオフにした状態で音声通話のみで相談を行います。

※開始時期は4月12日(水)より。

### Zoomでのオンライン通話の手順

①外国人技能実習機構(OTIT)の母国語相談フォームに必要事項を記載し、母国語相談室へメールを送信します。[\(https://www.support.otit.go.jp/soudan/\)](https://www.support.otit.go.jp/soudan/)

※メールは、Gmail、Outlookなどのフリーメールが使えます。

②母国語相談室とメールで相談日時を調整し、オンライン会議室のURL、ID、パスコードの案内を受けます。

※相談日時は、母国語相談の対応日時になります。

③Zoomアプリの「Zoom Cloud Meeting」をダウンロードし、インストールします。※アカウント登録は不要です。

④相談日時に、URLからZoomのオンライン会議室にアクセスし、通話相談を開始します。

⑤相談時には、画像や映像などの電子データを提出する事も可能です。

### ◆母国語相談の対応日時

対応言語	対応日	対応時間	対応言語	対応日	対応時間
ベトナム語	月～土	月～金 11:00～19:00	英語	火・木・土	月～金 11:00～19:00
中国語	月・水・金・土	土・日 9:00～17:00	タイ語	木・日	土・日 9:00～17:00
インドネシア語	火・木		カンボジア語	木	
フィリピン語	火・木・土		ミャンマー語	火	

#### 【オンライン通話での相談対応における留意事項】

- 通信料(パケット代)などオンライン通話にかかる費用は自己負担になります。
- オンライン通話の利用に際し、インターネットに関する各種トラブルが発生した場合は、自己責任となります。
- オンライン通話で知り得た情報については、個人情報として厳重に取り扱います。
- オンライン通話の利用者は別途定める「オンライン通話による母国語相談利用規約」を遵守するものとします。

※なお、Facebook Messengerによる音声通話相談対応は令和5年4月27日をもって終了といたします。

#### ■お問い合わせ先



外国人技能実習機構 (Organization for Technical Intern Training)  
指導援助部援助課 TEL03-6712-1965



## オンライン通話による母国語相談利用規約

外国人技能実習機構（以下「当機構」といいます。）が実施するオンライン通話による母国語相談（以下「オンライン相談」といいます。）を利用するためには、本利用規約への同意が必要となります。なお、第6条により、利用を申し込んだ場合は、本利用規約に同意したものとみなします。

### 第1条（目的）

当機構の母国語相談業務におけるサービス提供方法の一つとして、オンライン相談の機会を提供します。

### 第2条（対象者）

オンライン相談を利用できるのは、次の全ての条件を満たす方です。

- (1) 技能実習生（元技能実習生を含む。）
- (2) (1)の代理人、支援者等（原則として、外国籍の方で日本語によるコミュニケーションが困難な者）
- (3) スマートフォン、PC等を所有し、第4条の通信に使用するアプリケーションソフトなどオンライン相談に必要な環境を準備できる方

### 第3条（利用料）

オンライン相談の利用料は無料とします。ただし、オンライン相談を利用するための通信機器・通信料等の費用はオンライン相談を利用する方（以下「利用者」といいます。）が負担するものとします。

### 第4条（通信に使用するアプリケーションソフト）

オンライン相談では、オンライン通信のアプリケーションソフトとして「ZOOM」を使用します。オンライン相談の利用に当たっては、別途「ZOOM サービス規約」にも同意いただく必要があります。オンライン相談を申込み、これを利用する場合は、当該利用規約にも同意したものとみなします。

### 第5条（利用環境）

利用者は、以下の環境（端末・接続環境）をもって、オンライン相談を利用することとします。

- (1) 利用者はウイルス感染等のセキュリティ侵害が発生していない安全な端末を利用すること。
- (2) 利用者端末はインターネットに接続されていること。（秘匿性や安全性が不明なものや接続経路の管理状況が不明な無料のインターネット接続サービス等の利用は禁止する。）

### 第6条（利用申込み等）

(1) 予約申込みの際に、次の事項をお伝えいただくことが必要です。なお、2回目以降についての予約申込みは、オンライン相談の際にも行うことができます。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 希望日時
- ④ 連絡先メールアドレス

(2) 予約申込みを受けて、当機構で日程調整を行い、オンライン相談の実施日時及び使用URLをご連絡します

(3) キャンセルの場合は、メールにてご連絡をお願いします。なお、連絡がないまま(2)の実施日時を10分経過した場合は、キャンセルとみなします。連絡がないままキャンセルした場合は、今後のオンライン相談の利用をお断りする場合があります。

### 第7条（利用の記録等）

(1) 当機構は、オンライン相談の運用管理、利用状況の把握及び利用者の利便性向上のために、オンライン相談の利用時間帯、サイト等へのアクセス履歴及び利用者を使用した端末装置等の識別情報を記録することがあります。

(2) 当機構がオンライン相談において、利用者から提供を受けた電磁的記録については、当機構に対し提出されたものとしてみなすとともに、提出された情報を本業務の目的に使用することを利用者が同意したものとみなします。

(3) 当機構は前第1項の定めにより記録した情報を、個々の端末装置が特定できる形式で公開しないものとします。ただし、法令に基づき、官公庁、捜査機関等から開示又は提供を要求された場合はこの限りではありません。

### 第8条（個人情報保護）

(1) 利用者の個人情報は、本業務の目的以外に利用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じ、秘密保持を図るものとします。

(2) 利用者は、第12条(3)に規定する措置を講じ、秘密保持を図るものとします。

### 第9条（免責事項）

(1) オンライン相談の利用に関し、利用者が使用した通信に関する環境（端末、回線、ソフト、利用場所等の一切を含む。）に起因して発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた被害について、当機構は一切責任を負わず、当該損害を賠償する義務を負わないものとします。

(2) 通常講ずべきセキュリティ対策を講じても防止できない外部からのサイバー攻撃や災害、停電など、当機構の責に帰すべき事由によらず利用者に損害が発生しても当機構は一切責任を負わず、損害を賠償する義務はないものとします。

### 第10条（損害賠償）

利用者が、本利用規約に違反した結果、当機構が損害を被った場合、その損害は利用者が負担するものとします。

### 第11条（法令等の遵守）

利用者は、オンライン相談の利用に当たって、本利用規約に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則及び命令等を遵守するものとします。

### 第12条（その他留意事項）

(1) 脅迫や暴言、就職目的以外の利用等適正なオンライン相談の遂行に支障があると判断した場合には、オンライン相談を中止又はお断りすることがあります。

(2) オンライン相談の際には、秘密保持のため、個室又は周囲に他人がいない環境を整えてください。通訳、介助者等の同席が必要な場合には、予め当機構にお伝えください。

(3) オンライン相談に先立ち、第4条に規定するアプリケーションを使用可能な状態にしておいてください。

また、通信環境がオンライン相談に支障がないことの確認を済ませて下さい。その他、オンライン相談に利用する端末等について以下のとおりとしてください。

・ オンライン相談において利用するブラウザやソフトウェアについては常に最新のバージョンに更新し、最新のバッチを適用してください。

(4) オンライン相談を実施するための通信に要する費用は、全て利用者のご負担となります。特に、従量制の料金設定としている場合など十分ご注意ください。

### 第13条（本利用規約の変更）

当機構は、利用者の承諾なしに、本規約を変更することができるものとします。本規約の変更後にオンライン相談を利用した場合、利用者は当該変更について同意したものとみなします。

### 第14条（準拠法及び合意管轄裁判所）

本利用規約には、日本法が適用されるものとします。オンライン相談の利用に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。



## 妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

- ・妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いは法律で禁止されています。
- ・送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。
- ・技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、監理団体・実習実施者は技能実習生と話し合い、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応をしてください。

## 技能実習生の妊娠が分かったら

- 技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

### <妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと>

- ☑実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
- ☑実習実施者は、技能実習生が妊産婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
- ☑実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に通勤緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
- ☑監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

- 監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

## 技能実習生と話し合っていたきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。
- 技能実習生が帰国を希望する場合には、「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」（技能実習制度運用要領参考様式1-42号）を活用しつつ、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終期まで円滑に行えるよう努めてください。
- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があり、技能実習生に負担させることは禁じられています。
- 技能実習を中断又は中止することとなった場合には外国人技能実習機構に技能実習困難時届出書を提出してください。（同届出書を提出した場合であっても、技能実習計画の変更認定申請により、実習を再開することができます。）



## 技能実習生が日本で出産する場合の留意点

☑ 出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院中必要な物や書類の用意など、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

【出産に伴う手当等の支援制度】

- ・健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。また、健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けられなかったときは、出産手当金が支給されます。これらの給付は、国籍や出産の場所等に関わらず、受けることができます。
- ・健康保険と厚生年金については、産前産後・育児休業期間中の保険料が免除されます（健康保険組合又は年金事務所で手続が必要です。）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所で手続が必要です。）。

☑ 技能実習生が産前産後休業（※）を取得する場合は、技能実習の一時中断となるため、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届を提出する必要があります。また、在留資格の手続きについては、地方出入国在留管理局へ相談してください。

（※）産前産後休業

実習実施者は、産前は出産予定日の6週間前から、産後は原則として8週間、女性の技能実習生を就業させることはできません。

☑ 技能実習生に、育児休業制度の利用可否について説明し、取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

育児休業は、「子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。

※労働契約の満了の時点は、在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階（第2号又は第3号）の技能実習を予定しているかで判断してください。

※育児休業給付金は、在留資格にかかわらず支給されます。

☑ お子さんの出生に係る届出等手続については、市町村や、在日大使館に確認するなどし、在留資格の取得手続については、地方出入国在留管理局に相談し、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

**問い合わせ先:外国人技能実習機構 (TEL:03-3453-8000)**

～各制度の問い合わせ先は、以下のとおり～

厚生年金について⇒年金事務所

国民年金について⇒年金事務所又は市区町村

健康保険について⇒加入先の医療保険者

(協会けんぽ加入者の保険料免除については年金事務所)

国民健康保険について⇒市区町村

育児休業について

産前産後休業について

➡ 労働局

在留資格について⇒入管庁



# 外国人技能実習制度に関する現状と取組



# 1. 外国人研修指導協議会

- 厚生労働省は、例年6月を「外国人労働者問題啓発月間」として、周知・啓発活動を実施。
- これにあわせて、経済産業省では、「外国人研修指導協議会」を開催。

## 外国人労働者問題啓発月間（2023年）

標語：

「誰もが活躍できる職場づくりを進めよう  
～外国人雇用はルールを守って適正に～」

主な内容：

- ① ポスター・パンフレットの作成・配布
- ② 事業主団体などを通じた周知・啓発、協力要請
- ③ 各種会合における事業主などに対する周知・啓発
- ④ 個々の事業主などに対する周知・啓発、指導
- ⑤ 技能実習生受入れ事業主などへの周知・啓発、指導
- ⑥ 留学生就職支援窓口の周知
- ⑦ 労働条件などの相談窓口の周知

## 外国人研修指導協議会

趣旨：

中小企業団体に対して、外国人技能実習制度の適切な実施や外国人犯罪の現状及び政府の外国人労働者に関する取組等について、関係省庁の協力を得て情報提供することで、外国人労働者問題に対する意識の向上等を目的とする。

出席者：

＜中小企業団体＞

- ・日本商工会議所（東京商工会議所）
- ・全国商工会連合会
- ・全国中小企業団体中央会
- ・全国商店街振興組合

＜関係省庁＞

- ・法務省（出入国在留管理庁）
- ・警察庁
- ・厚生労働省
- ・経済産業省（中小企業庁）



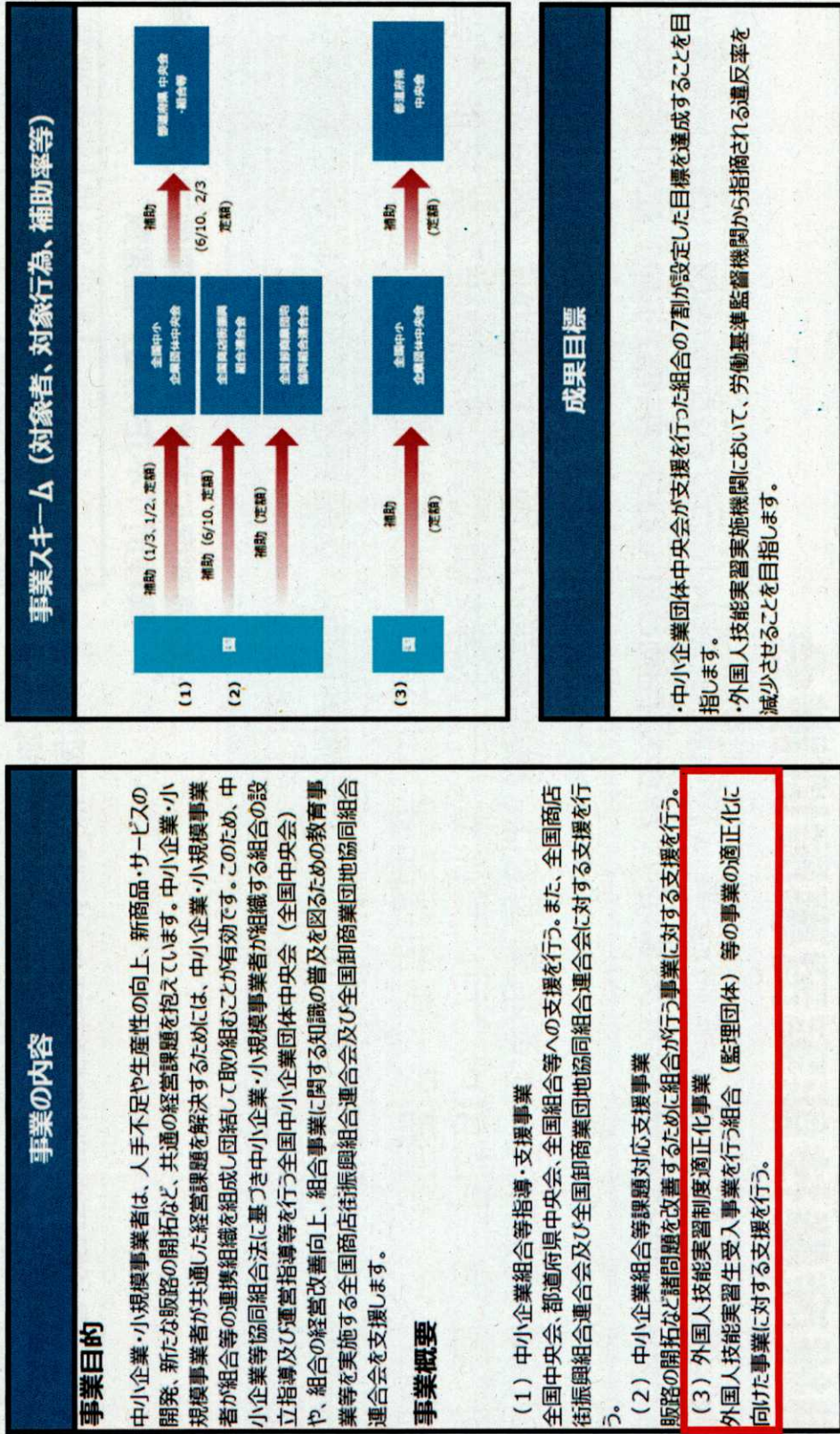
## 2. 外国人技能実習制度適正化事業

- 経済産業省は、令和5年度、外国人技能実習制度を適正に実施するための取組を実施。
- 中小企業団体中央会は、技能実習生の受入を行う中小企業組合等を対象に、巡回指導や講習会等を開催（予定）。

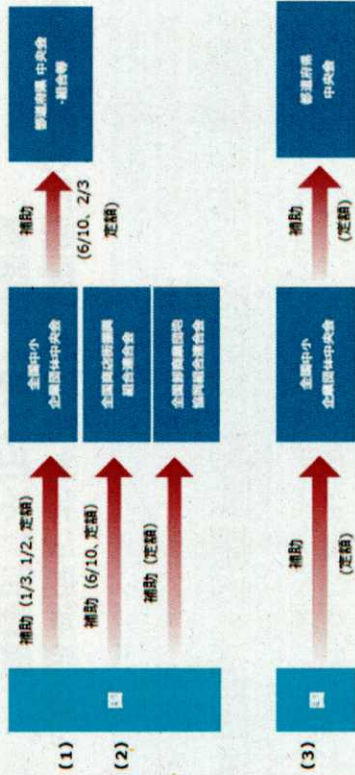
中小企業庁経営支援部経営支援課  
中小企業庁経営支援部商業課

### 中小企業連携組織対策推進事業

令和5年度予算額 6.1億円（6.0億円）



### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



### 成果目標

- ・中小企業団体中央会が支援を行った組合の7割が設定した目標を達成することを目指します。
- ・外国人技能実習実施機関において、労働基準監督機関から指摘される違反率を減少させることを目指します。



### 3. 繊維産業技能実習事業協議会

- 外国人技能実習に関し、繊維産業（特に縫製業）における法令違反（最低賃金・割増賃金等の不払い、違法な時間外労働等）が多く指摘されており、業種別の不正行為では過半数を占めている。  
※平成29年の不正行為件数
- こうした状況を踏まえ、経済産業省では、繊維産業を所管する立場から、外国人技能実習法第54条に基づき、平成30年3月に関係業界団体等を構成員とする繊維産業技能実習事業協議会を設置した。（事務局：生活製品課、日本繊維産業連盟）
- 同協議会において、技能実習の適切な実施等に向けた業界としての取組等を協議することとして  
いる。

#### 【目的】

事業協議会の構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、構成員の連携の緊密化を図るとともに、繊維産業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うこと。

#### 【協議事項】

- ① 技能実習制度の適正化等に係る周知及び徹底
- ② 技能実習の実施及び技能実習生の保護に係る状況の把握
- ③ 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組

#### ○旧制度における団体監理型での実習実施機関の業種別「不正行為」機関数

	平成28年	平成29年	平成30年
繊維・衣服関係	61	94	46
農業・漁業関係	67	39	33
建設関係	38	14	12
食品製造関係	13	15	3
機械・金属関係	14	9	2
その他	9	12	8
計	202	183	104

出典：法務省入国管理局 報道発表資料

#### ○新制度における団体監理型での実習実施機関の業種別「不正行為」機関数

認定取り消し総数	うち繊維・衣服関係
42	16



# 繊維産業技能実習事業協議会の構成員等

## 【実習実施者・監理団体の関係者】

日本繊維産業連盟  
繊維産業流通構造改革推進協議会  
全国染色協同組合連合会  
全日本婦人子供服工業組合連合会  
日本麻紡績協会  
日本アパレルソーイング工業組合連合会  
(一社)日本アパレル・ファッション産業協会  
(一社)日本インテリアアパブルクス協会  
日本羽毛製品協同組合  
日本織物中央卸商業組合連合会  
日本化学繊維協会  
日本カーペット工業組合  
日本絹人織織物工業組合連合会  
日本靴下協会  
日本靴下工業組合連合会  
日本毛織物等工業組合連合会  
日本毛整理協会  
協同組合日本シャツアパレル協会  
(一社)日本寝具寝装品協会  
日本繊維染色連合会  
日本繊維輸出組合  
日本繊維輸入組合  
(一社)日本染色協会  
(一社)日本ソーイング技術研究協会  
日本タオル工業組合連合会  
日本テントシート工業組合連合会  
日本ニット工業組合連合会  
日本ニット中央卸商業組合連合会

日本縫糸工業協会  
日本撚糸工業組合連合会  
日本被服工業組合連合会  
日本ふとん製造協同組合  
日本紡績協会  
(一社)日本ボディファッション協会  
日本綿スワ織物工業連合会  
日本毛布工業組合  
日本輸出縫製品工業組合  
日本羊毛産業協会  
日本和紡績工業組合

## 【事業所管省庁】

経済産業省製造産業局

## 【オプザーバー】

法務省出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課  
厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室  
経済産業省経済産業政策局産業人材政策室  
外国人技能実習機構監理団体部  
全国中小企業団体中央会  
全日本帽子協会  
日本編レース工業組合連合会  
日本作業手袋工業組合連合会  
日本製網工業組合  
(一社)繊維評価技術協議会  
日本手袋工業組合  
日本ネクタイ組合連合会  
日本不織布協会



# 「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」について

繊維産業技能実習事業協議会の第1回から第4回までの議論を踏まえ、平成30年6月に「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」を決定、公表。

## ＜本取組の概要＞

- ✓ 主務官庁による適切な法執行等に加え、繊維業界としても、業界団体主導で、①技能実習に係る法令遵守等を徹底するほか、より根本的には、②取引適正化を一層推進するとともに、③発注企業はサプライチェーン全体における法令遵守等に社会的責任を果たすなどの取組を進める。
- ✓ 繊維業界におけるこれらの取組状況等については、今後、協議会でフォローアップを行っていく。

## ＜繊維産業技能実習事業協議会の開催状況＞

- 第1回～第3回（平成30年3月23日、4月23日、5月29日）
  - ・技能実習生の実態と今後の取組等について
  - ・繊維産業における外国人技能実習の適正な実施について
- 第4回（平成30年6月19日）
  - 「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」決定
- 第5回～第10回（平成30年10月11日、12月20日、平成31年4月25日、令和元年11月1日、令和2年7月13日、令和3年12月20日）
  - ・取組状況のフォローアップ
  - ・サプライチェーンの責任に係る取組に関する事例紹介
- 今後の予定
  - 第11回の開催については、各団体の取組状況等を踏まえ決定。



# 建設分野における外国人材の受入れ

国土交通省  
建政部

中部地方整備局  
建設産業課



# 建設分野における外国人材の受入れ状況

- 建設分野で活躍する外国人の数は約11万人で、全産業の約6.4%
- 在留資格別では技能実習生が最多(2021年：約7万人)で、近年増加傾向(ただし、実習制度であり就労制度ではない)
- 2015年から、オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、技能実習修了者を対象とした「外国人建設就労者受入事業」を開始(2022年度をもって終了)
- 特定技能外国人は、コロナ禍による入国制限の影響もあるものの、人数は増加中(12,776人：2022年12月末現在)
- 2022年4月に、2号特定技能外国人が建設分野において初認定(8人：2022年12月末現在)

## 建設分野に携わる外国人人数

(単位：人)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
全産業	686,246	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463	1,658,804	1,724,328	1,727,221
建設業	12,830	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	55,168	68,604	93,214	110,898	110,018
技能実習生	6,791	7,054	8,577	12,049	18,883	27,541	36,589	45,990	64,924	76,567	70,488
外国人建設就労者	—	—	—	—	401	1,480	2,983	4,796	5,327	3,987	1,767
特定技能外国人	—	—	—	—	—	—	—	—	267	2,116	6,360

出典：外国人建設就労者は国交省調べ、特定技能外国人は入管庁調べ、その他は「外国人雇用状況」の届出状況(厚生労働省)外国人建設就労者・特定技能外国人は年度末時点、その他は10月末時点の人数

## 1号特定技能外国人の受入状況(2022年3月末時点)

### 国籍別の状況

国名	ベトナム	フィリピン	中国	インドネシア	カンボジア	タイ	ミャンマー	ネパール	その他	合計
人数	4,547	601	406	370	141	88	113	38	56	6,360

### 職種別の状況

職種	とび	建設機械施工	型枠施工	鉄筋施工	内装仕上げ	左官	建築大工	配管	コンクリート圧送	建築板金	塗装	屋根ふき	保温保冷	鉄筋継手	土工	電気通信	トンネル推進工	合計
人数	1,450	1,118	988	985	423	377	356	254	141	89	50	41	37	19	22	8	2	6,360

単位：人

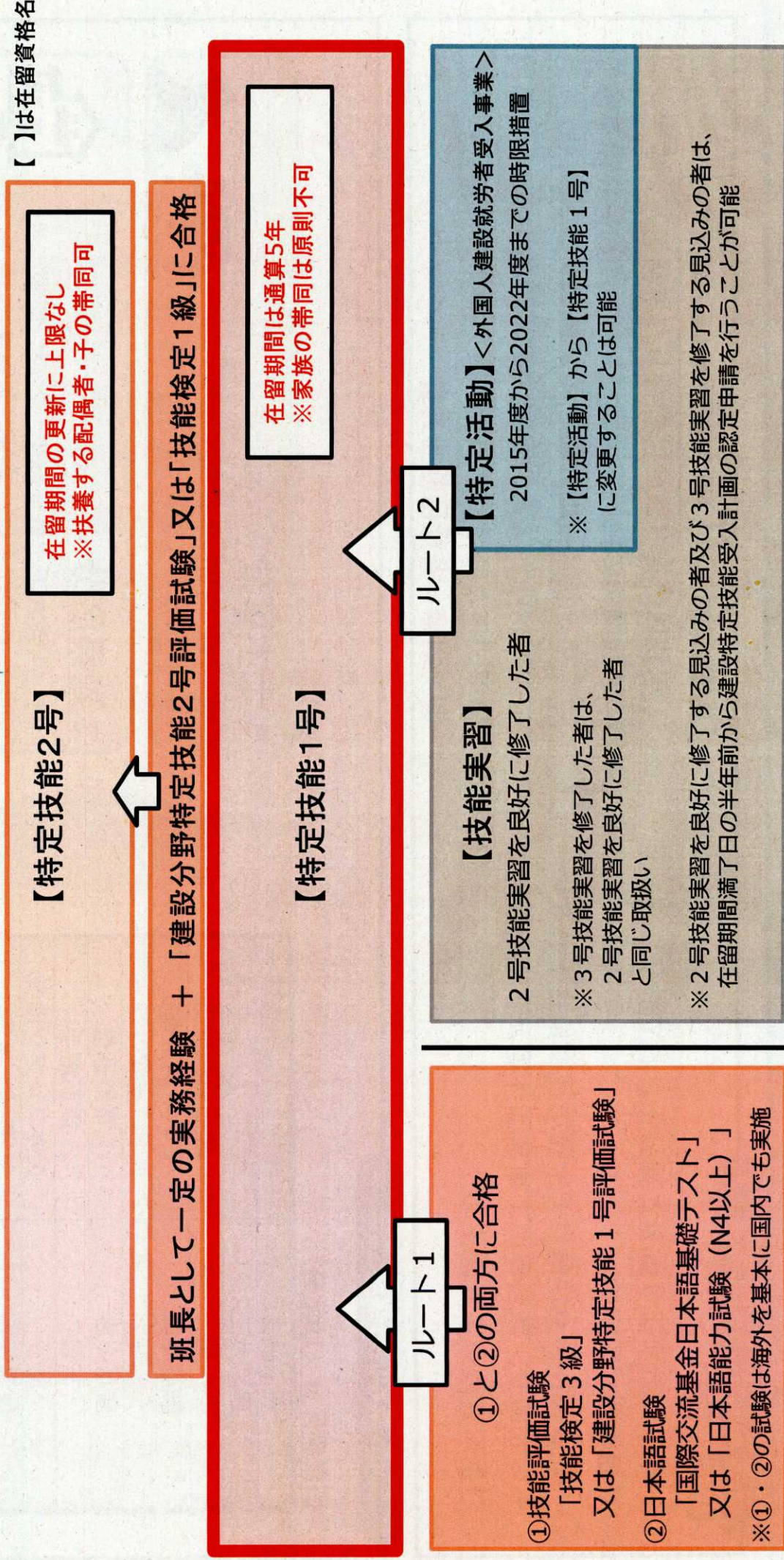




# 特定技能制度における外国人材のキャリアパス(イメージ)

○ 特定技能1号となるには、試験合格ルートと技能実習等からの切替ルートの2パターン存在。

○ 特定技能2号は、在留期間の更新上限がなく、家族帯同も可能な在留資格であり、班長として一定の実務経験等が必要。



【 】は在留資格名

2号技能実習未経験者(試験合格者)

2号技能実習経験者(試験免除者)



## 業務区分の整理の概要

### 【見直し前】

- 業務区分が19区分と細分化されており、業務範囲が限定的
- 建設業に係る作業の中で特定技能に含まれないものがあり、該当専門工事業団体等から特定技能の対象に含めるよう要望あり



### 【見直し後】

※R4年8月30日閣議決定

- 業務区分を**3区分**に統合し、業務範囲を拡大
- 建設関係の技能実習職種を含む**建設業に係る全ての作業を新区分に分類**
- 特定技能外国人の安全性確保等の観点から、専門工事業団体と特定技能外国人受入事業実施法人の連携により**訓練・各種研修を充実**

## 業務区分整理

### 旧業務区分（19区分）

建築板金	内装仕上げ	表装
建築大工	コンクリート圧送	
型枠施工	建設機械施工	
鉄筋施工	トンネル推進工	
とび	土工	
屋根ふき	電気通信	
左官	鉄筋継手	
配管	吹付ウレタン断熱	
保温保冷	海洋土木工	

+

### その他建設業に係る全ての作業

例：電気工事、塗装、防水施工等

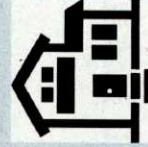
### 1.土木区分

例：コンクリート圧送 とび  
建設機械施工 塗装等



### 2.建築区分

例：建築大工 鉄筋施工 とび 屋根ふき  
左官 内装仕上げ 塗装 防水施工等



### 3.ライフライン・設備区分

例：配管 保温保冷 電気通信 電気工事等





「外国人技能実習の適正な実施及び  
技能実習生の保護に関する法律」  
に係る中部地区地域協議会資料

令和5年6月

東海農政局 経営・事業支援部 経営支援課

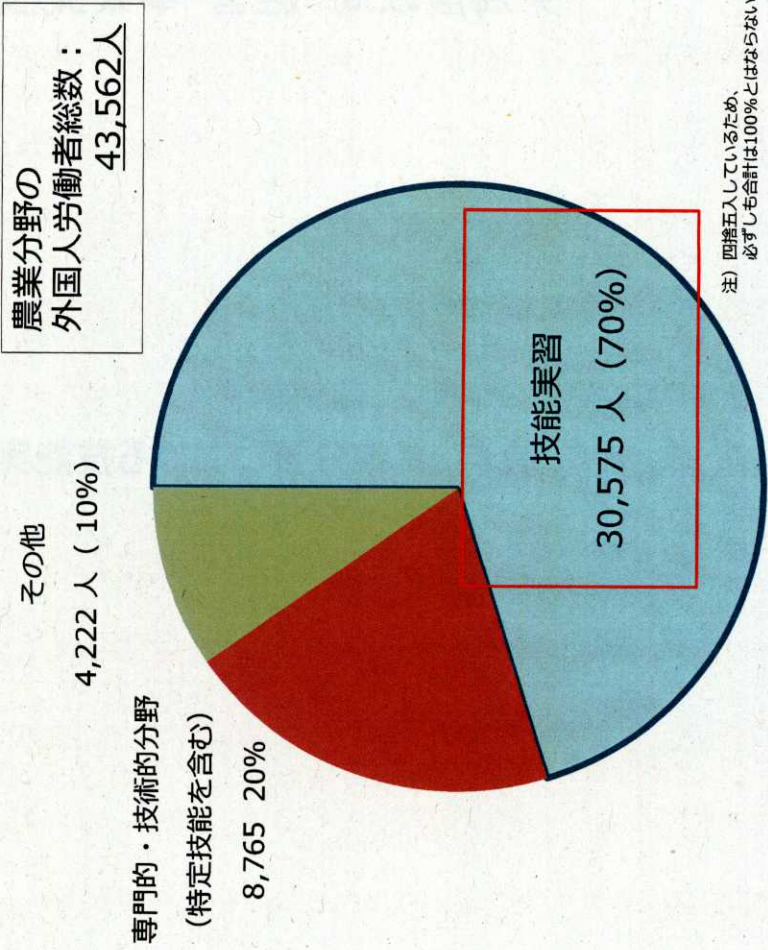
資料: 農業分野における技能実習の現状と課題



# 農業分野における技能実習の現状と課題

- 全国の農業分野に従事する外国人労働者数は約44,000人で、うち7割を技能実習生が占める。
- 中部7県の農業分野に従事する外国人労働者数は、愛知県(2,737人：全国5位)が最も多く、次いで静岡県(755人：全国15位)。
- 全国の技能実習における失踪者数が業種別で2番目に多い状況(令和3年)。

## ■ 全国の農業分野に従事する外国人労働者数



## ■ 中部7県の農業分野に従事する外国人労働者数

